

令和3年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年12月15日（第6日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
3番	友田香将雄	12番	井崎好信
4番	重富邦夫	13番	内野さよ子
5番	中村秀子	14番	西山清則
6番	定松弘介	15番	溝上良夫
7番	前田弘次郎	16番	片渕栄二郎
8番	溝口誠		

2. 欠席議員は次のとおりである。

9番 大串武次

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀
課長補佐 中原賢一
議事係書記 緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番 友田香将雄 4番 重富邦夫

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 定松弘介議員

1. 治水対策について
2. 地域からの提出された要望書に対する回答について
3. 特色あるまちづくりと人材育成について

2. 吉岡英允議員

1. 大雨による内水氾濫の検証と対応について

3. 溝口 誠議員

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について
2. 令和4年度当初予算編成について

4. 前田弘次郎議員

1. 豪雨災害対策について
2. 人口減少問題について
3. 投票所の在り方について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

大串武次議員から会議規則第2条の規定により、本日15日から17日までの欠席届が出ていますので、報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。定松弘介議員。

○定松弘介議員

おはようございます。

マスクを取らせていただきます。

令和3年12月一般質問に入らせていただきます。定松弘介です。

令和元年初頭から始まったコロナ感染症は、私たちの生活が、また行政の対応までもがここまで変わったかと思うぐらいの時代を揺るがすコロナ感染症となってしまいました。約2年の長期にわたり、5波もの大きな波に表される感染症発生を見てきました。ここにきて幾らか衰退の兆しが見えますが、国内においてもオミクロン株感染者が発生し、予断を許さない状況です。隣国、韓国では、まだ1日7,000人の感染者が発生しています。日本の人口が約2.3倍ぐらいですので、日本の感染者に換算すれば1万6,000人以上の感染がまだ出ているということです。ここしばらくは、我が町白石町おきましてもしっかりとした感染症予防対策が必要のようです。

議長の許可もいただいておりますので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

コロナ感染症の思いもさることながら、皆さんも御承知のとおり、近年の気象状況も10年とか数十年に一度ではなく、令和元年に来た豪雨が被災者の心をえぐるかのように今年8月にまたやってきました。元年に被災された地域では、またの被災となった方も多いのではないかと思います。何十年に一度ではなく、もう来年もくる異常気象を見越し、緊急に対処できる方法を考えていかなければなりません。

そこで、これまでもたくさんの議員の方から幾度となく繰り返されてきた治水対策についての質問となります。

まず、大きい項目で治水対策、そして小さな項目を3つに分けておりますが、大雨が予想される際に防災行政無線によって発信される水路の水位調整の基準についてお伺いいたします。

○中村政文農村整備課長

大雨が予想される際の防災行政無線による基準についてという御質問かと思えます。

事前排水の取り組みにつきましては、嘉瀬川ダムの農業用水の供給が始まりました平成26年から取り組んでおりまして、防災行政無線放送による呼びかけは平成29年から行っております。防災行政無線放送による事前排水の呼びかけは、大雨警報が想定される場合に行っておりまして、具体的申しますと佐賀地方気象台が発表します早期注意情報（警報級の可能性）があるものを基に放送を行っております。

この早期注意情報（警報級の可能性）があるものとは、大雨などの警報級の発生が5日先までに予想されているときに、その可能性を高、中——高ほど可能性は高くないという中です——の2段階で発表されております。特に高、高いが発表された場合には、災害の危険度が高まりつつあり、警報に切り替える可能性が高い注意報や予告的な府、県への気象情報が既に発表されているか、間もなく発表されることを表しております。また、避難行動のレベルとしては警戒レベル1に相当します。

この早期注意情報を基に、警報級の大雨の可能性が高いと予報される日の前に、最新の防災気象情報に注意をし、総務課、建設課などの関係課と協議を行った上で、自然排水が利きます干潮時刻の前に放送を行うようにしております。なるだけ、排水調整員さんの作業が日中にできるように、干潮時刻等を確認しながら早めの放送を行うよう心がけております。

以上です。

○定松弘介議員

今、事前排水についてのお話もしていただきましたが、2つ目に関連することだと思いますが、事前排水が必要なとき、いわゆる豪雨が予想される状況であると思います。2つ目でお聞きしてますように、事前排水が必要な気象状況のときの基準、また対応はどんなふうになっておりますでしょうか。

○中村政文農村整備課長

事前排水での行政無線の放送は、先ほど申しましたとおりでございますが、大雨時の調整員への指示等の基準について少し申し上げたいと思います。

排水調整員で構成します用排水調整協議会では、通常時の管理として、幹川的な水路については基本カマチの天端高での水位の管理をお願いしております。大雨が予想される前の事前排水時に実際水位をどの程度まで下げるかということについては、基本としますカマチの天端高より下げて排水していただきたいというように先ほどの基本管理をお願いをしておりますが、なかなか時期や作付体系など、その時々において各地区また各水路で判断をされておられます。浸水、冠水を軽減するということでは、近年の雨の降り方を考えますと、もっと思い切った事前排水を行ってもよいのではないかとこのように思っているところです。用水については、嘉瀬川ダムからの用水を確保できるということから、事前排水でのリスクは低くなり、積極的な取り組みができるというふうに考えております。

今後、このためにも用排水調整協議会の場で排水調整員の方々に基本的な事前排水の取り組み方法の詳しい説明を行って、実際事前排水を行う際は排水調整員の方々が素早く的確に判断をされて、スムーズな排水がされるような説明、協議を重ねてまいりたいと思っております。

なお、事前排水の放送の後は職員によって町内の幹川や水路などの巡視を行って、管理水位の高いところについては職員がゲート操作員さんとの間に入って個別に落水のお願いをし、また操作員さんが操作できないというときには、その操作員さんと連携を取りながら職員が直接ゲート操作を行っているというようなことが現状でございます。

以上です。

○定松弘介議員

ゲート操作については、大変な御苦勞があるということはもう皆さん方も大変わかりいただいていることだとは思いますが。

そこで、排水状況の現実ですが、先ほども申し上げましたが、排水操作員の方には大変な御苦勞をいただいていることは理解した上でのことなんです、実際開いてないゲート、昔からの流れで開けないゲート、開かないゲート、地域の事情から開けられないゲート、ゲート操作員の中には開けたくても開けられないゲートなど、そんないろんなゲートなどが存在してるんじゃないかというふうに感じます。今年の8月豪雨のときも、地域によって開いていなかったゲートの上とといいますか、山手のほう、開いてないゲートの上のほうで床下、床上浸水があり、その後にあそこのゲートが開いとらんやったものという話があるというのも事実です。

白石町は、河川、クリーク合わせて500万トンもの貯水能力を持っています。嘉瀬川ダムは10分の1の貯水量です。異常気象発生時には、非常事態として全てのゲートを開門する指示、言わば条例的効果のある決まりをつくる時期にきているのではないかと、そんなふうに判断をします。もちろんこの条例は、簡単に発生、発信されるものではなく、気象状況、有明海の潮の状況、嘉瀬川ダム貯水率、その給水能力など状況を見て発信するのは当然です。非常事態にこそ町が一体となり、町民全体の安全を、町民みんなが一丸となって町を守るための条例の制定を望みます。いかがでしょうか。

○中村政文農村整備課長

町内の水路の排水につきましては、上流、下流の地域間、また地域における水路状況を熟知されておられます排水調整員の方々の連携による排水対策をお願いをしているところです。

町が発令できる基準などをつくるべきではないかとの御質問であるかと思えます。

先ほど申しましたとおり、防災行政無線の放送を行った後のゲート操作の対応として、職員が個別に操作員さんと連絡を取りながら、操作員さんが対応できない場合には職員が直接排水と操作を行っているというのが現状でございます。また一方、排水、水を捨てるという操作を行った後のゲートの操作につきましては、用水での管理対応が主になりますので、かんがい期や各地区で農作物の作付体系等が異なりますことから、それらに合わせて操作員さんが責任を持って管理を行われております。ゲート操作員さんの高齢化や担い手不足等の問題がある中ではございますが、今年流域治水推進事業を進めていますので、作成された計画を重視しながら白石土地改良区や用排水調整協議会で協議をしてまいりたいと考えております。

浸水や冠水の被害を軽減するためには、地域の水の状況を町民の皆さんで共有することが非常に重要なことだと考えております。旧町境や行政区境における排水調整は、慣習や地域の取り決めなどにより非常に難しい問題ではございますが、地域の皆さんが上流、下流の連携を図れるような意識改革をしていただけますように、町もこれまで以上に調整役として地元のほうに入ってまいりまして、排水調整に関する問題を協議検討しながら、防災・減災のほうへつなげていければというように考えます。

以上です。

○定松弘介議員

今の答弁もお聞きいただいております。おわかりいただけるように、行政側として大変お気遣いいただいております。ということがもう目に見えるように感じます。このゲート開閉管理には大変な御苦労が、そして繊細な気配りが満載しています。気配り優先では町は守れません。全てのゲートを開けることで冠水が全くゼロになるというわけではないと思います。しかし、水位が10センチ、20センチ下がることで、被害を受けてこられた方が難を逃れられるようなことも実際起こるのではないかとこのように思います。

町長にお伺いいたします。

もちろん町長も治水対策には大変苦慮されておりますが、町内に排水のための大きな河川設置、六角川河口堰に大規模な排水機設置、六角川浚渫工事などがいろいろ案として出されますが、全てが予算絡み、時間絡みでいつ完成するかわからないような長期に及ぶものです。私が申し上げておりますのは、予算なくして来年から実行できる、少しでも対処ができる方策です。まず、早期に減災に着手した結果を見ることも一計かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

定松議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

令和元年の8月豪雨から2年もたたずして同じような災害があった、これは来年またくるかもわからんというところを私たちもしっかりと認識しなければならないというふうに思います。そこで、現在、先ほど農村整備課長が答弁いたしましたように、令和元年の豪雨を受けて、今年の6月議会で議員の皆様方に流域治水推進事業の予算を計上してもらいました。すぐさま調査に入っているわけでございますけれども、令和元年を踏まえての発注でございましたけれども、仕事に入ったのが8月になったということで、今回の災害も併せて見直すということになりました。これについては、現在いろいろと検討中でございます。今年度中には出来上がらず、若干来年度に繰り越すことになろうかというふうに思いますけれども、まずこの調査でしっかりとしたものをつくり上げた上で、この調査の中では短期に取りかかるもの、中期に取りかかるもの、長期的展望でやっていくもの、いろいろ出てこようかと思っております。そういった中で、先ほど議員が申されますように、来年くるかもわからんというところもやらなくてはならないというふうに思います。そういうことで、今議会においても、六角川流域での内水氾濫が大きかったということで、六角川沿川の中での上流部に位置しているところの下巻具とか馬谷でポンプの設置をお願いし、議員の皆さん方に認めていただいております。これについても、来年の雨季までにやりたいと思っております。もう既に12月ということで、これから着手して雨季前に完成するか否か、ちょっと厳しいかなというふうに思います。

そういったハード整備と併せて、ソフト対策でも何かやれないかというふうに思っております。先ほど来、町内のクリークの水路の落水の話がございました。課長が申し上げますように、天端までの管理ということでございましたけれども、これについてはこれまでの実績から一年一年、一回一回区域も広がっておりますし、その対応についても、地元の皆さんの御理解でこの天端よりもっと下げるということもしてい

ただいております。今年の8月下旬にも私は見てまいりましたが、水路の底まで落としていただいた地区もございました。こういうことをやったらもっともったいかなというふうに思いましたので、先ほど議員が言われますように、早期に、来年の雨季にも対応できるようなということでございますけども、ハードでできない部分はこういったソフトでもう一段下げるといふか、町民の皆さんたちの御理解をいただくようにもう一つ水路の水位を下げてくれんですかというお願いもしていかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○定松弘介議員

今、町長から答弁をいただきましたように、一度もまだ全部を開ける、開いたということがないと思います。ですから、町令といいますか、いわゆる条例化として、言葉が適切かどうかわかりませんが、指令、命令的に今回は開けますという形で進めたら統一性ができるのではないかと、そんなことができるかという質問であったわけですが、ぜひそれを一度やってどれだけの効果が出るか、本当に町全体の安心・安全を目指していけたらというふうに思います。

次の質問に入ります。

次の質問は確認です。要望書の回答について、平成31年の3月議会でも質問をしていますが、今は要望書、提出書類を見て回答方法、回答時などの記載を添えていただいていると思います。そのようですね。しかしながら、町民の間から要望書を出したけどという声を聞くのも事実です。この状況というのは、回答が伝わっていないということになってしまっているわけです。執行部としては、その対応は十分にやっていたというふうに感じておりますが、事実、伝わっていなければ、その結果であるわけですから、何とか要望書を出された方には皆さんに浸透していく形を取っていただきたいというふうに思いますが、回答をお願いします。

○坂本博樹企画財政課長

地域からの要望書の取り扱いについてということでお答えをさせていただきたいと思っております。

議員も御存じのとおり、要望については道路や河川、水路などの改修に関する事、あるいは交通安全対策、荒廃森林対策など、地域が抱える様々な問題など地域や各種団体から毎年多くの要望書が提出をされているところでございます。これらについては、地域の方々の生活に直結する問題であるけれども、地元だけでは解決できないので行政で何とかできないかといった、そういう気持ちが詰まった重要なものだというふうに認識をいたしているところでございます。

提出された要望書につきましては、基本的に各担当部署で内容をお伺いいたしまして、場合によっては複数の関係部署、また町長も含めたところで検討をし、結果については速やかに要望者に文書または口頭で回答するように努めているところでございます。ただ、要望先が国や県、他の官公庁となる場合、あるいは国や県などと協議が必要な場合、そういったものもございますので、具体的な回答が難しかったり、回答

に時間を要するような場合ございます。また、先ほど議員が言われましたように、要望者が代表者以下数名でいらっしゃる場合、回答内容が全員に行き渡らないというようなこともあるかも知れません。そういうことで、要望者がいつまでたっても何の回答もないと不安に思われることがないよう処理の経過をお伝えするとか、回答時には例えば連名をされた他の要望者においてもその回答の内容を伝えていただくようにその代表者の方に一言申し添えるとか、そういった住民と行政とのコミュニケーション不足に陥らないように今後努めていきたいというように思っているところでございます。

以上です。

○定松弘介議員

今、課長から答弁いただきましたけども、十分な対処だと思っております。しかし、要望者からいわゆる要望に関係した方々全てに網羅して伝えていくということは大変難しいことかとも思いますが、なぜこれに執着するかというと、町民さんとの壁ができてしまってはもう何言うたって何もならんもの、知らんぷりみたいな結果になってしまう、そういうことで壁ができてしまっては一番、今言われたコミュニケーションというのが取れなくなってしまいます。ですから、ぜひそれがないように、今までの処置でも構わないと思いますが、より深めてやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

第3次白石町総合計画についていろいろと議論されますが、これからのまちづくりの方針と方向性について質問をします。

○坂本博樹企画財政課長

現在、第3次白石町総合計画につきましては総合計画審議会等において御審議をいただき、策定を進めているところでございます。まだ素案の段階ではございますけども、第2次白石町総合計画にも示された基本理念を継承し、「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち」を目指すことといたしております。具体的には、基本理念実現のためのまちづくりの大綱を定めまして、それぞれの分野の現状と課題を分析し、目指すべき方向性を示しており、その実現のための施策を定めているところでございます。近年のコロナ禍、また豪雨被害などの現状を踏まえ、災害への対応、また学校教育の充実、人口減少対策としての定住促進、子育て支援などの施策については、重点施策ということで位置づけて取り組む必要があるというふうに考えております。また、人口減少やますます進む高齢化により、地域において担い手不足などの様々な問題が出てきているところでありまして、行政のみではなく、町民、例えばNPO、ボランティア団体、事業所などの多様な主体による協働によるまちづくりを推進しまして、持続可能なまちづくりを推進していきたいというように考えているところでございます。

以上です。

○定松弘介議員

もちろん我が町は基幹産業が農水産業であるわけですから、農水産業の振興は言うまでもなく、ほかの分野においても充実、そして飛躍していくことが総合計画として望まれることであるわけです。

その中で、3の表題に特色あるまちづくりと書いていますように、これも平成31年3月議会で提案をしていますが、町内全幼稚園・保育園に、言い方が大げさ過ぎるかもしれませんが、徹底した英語教育の導入は実現できないのかと質問いたします。

○矢川靖章保健福祉課長

幼児期における英語教育についてお答えいたします。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を養う上で極めて重要な時期であり、幼児一人一人の特性に応じた教育の充実が今求められています。令和2年度より小学校5年生、6年生で英語が外国語に教科化され、小学3年、4年生においては必修化となり、外国語活動が始まりました。早まる英語教育の下準備として、幼児期の早期英語教育については注目が集まっております。

現在、町内には保育園、認定こども園が9園あり、うち8園は私立となっております。保育内容については、公立、私立ともに国で定めている保育所保育指針に基づいて行っております。保育内容が大きく変わることはありませんが、各園が特色を出しながら独自の思いを持って保育、教育活動を展開されており、どの園もまず子どもたちの豊かな発想を大事にし、遊びの中から生まれてくる独創性や創造性を大切にされております。

本町では、以前より各保育園に年5回程度でありますA L Tを派遣し、英語に親しむ機会をつくっております。小学校で英語が教科化されたことにより、A L Tの派遣が限られた時間となったため、地域や回数で多少の違いはありますが、現在もできるだけの派遣を行っているところです。また、独自に英語の外部講師を招いて英語と触れ合う機会を設けている園もあります。英語教育において、聞く力がより養われるのはおおむねゼロ歳から6歳との見解もあり、英語遊びなどの中で積極的に英語と触れ合うことも重要と言われております。幼児期は、新しいものに対する抵抗が少なく、楽しいと感じたことに興味や関心を高めていきます。このような幼児期の特性を生かし、早いうちから英語に慣れ親しみ、楽しさを味わうことで、小学校以降、自ら進んで学びを進めていく子どもたちが育つことは期待できると考えております。

町が今以上積極的に幼児期の英語教育に取り組むことは、議員がおっしゃるとおり、特色あるまちづくりに通じ、幼児期からの英語教育を望む保護者からは非常に魅力的だと映ると思っております。しかし、全般的な幼児教育から見ると日本語教育との関係などでまだ賛否両論ありますし、実施していくとしても財政上の問題もございます。町としては、幼児期の柔軟な思考をよりよい方向にさせていくように、各園と相互に協力、調整をしながら、子どもたちの学びを様々な視点からサポートしていきたいと思っております。幼児期からの教育については今後も研究してまいります。

以上です。

○定松弘介議員

今、回答をいただきましたけども、いろんな前に進めない状況というのがひしひしと伝わってきましたけれども、そして各園においていろんな対策で子どもたちの教育に取り組んでいただいているという実情も認識できました。ただ、皆さんも御存じのことと思います、幼稚園・保育園時代の3年間でこれから学びゆく英語教育にとって何ともったいない時間であるか。毎日、園にALTの指導者が入り、15分でいいんです、毎日です、英語の勉強ではないんです、15分毎日英語に接する機会ができたとしたら、もう皆さん方想像ができると思います。ヒアリングが3年間で完全に出来上がってくると思います。

この方法を他の市町の首長さんがお聞きになったことがあったそうです。その首長さんはうちがやりたいというふうにおっしゃったそうです。2番手では意味がないんです。まだ全国の行政区で、完全に自治体で取り組んでいるというところが全国にないんです。私立で、完全にアメリカンスクールというような形でやっているところもあります。実際、鹿島市ではALTを1日入れて毎日取り組んでいるところもあります。ぜひ特色あるまちづくり、このことも含めて人材育成に寄与できる施策として検討いただきたく再度の提案といたしました。また再度、突然で申し訳ありませんけど、町長、御意見をお伺いいたします。

○田島健一町長

幼児期の子どもたちへの英語教育という御質問でございました。

先ほど保健福祉課長が答弁をいたしたところでございますけども、現在町内では私立、公立というふうに分かれてもおりますけれども、今教育そのものの中にあっても小学校から英語教育というのはスタートしているわけございまして、我々の時代からすればずっと下に落ちてきているというふうに認識をいたしております。それをもっとさらに下げていって、幼児期にと、幼稚園でというようなことございましてけれども、先ほど課長が答弁いたしましたように、いろいろと教育関係の中で難しい問題もあるようでございます。そういったことから、全国で行政としてはやっていられないのかなというふうに思います。そこらへんは、やってないからやらないということじゃなくて、最後に申し上げましたように、今後も本町としては研究をしていかせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○定松弘介議員

10年後の子どもたちの成長している姿が見えて大変いいことではないかなというふうには思いますが、ぜひ前向きに取り組みを進めていただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで定松議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時11分 休憩

10時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

おはようございます。

本日、2人目の質問者として質問をさせていただきます。

マスクを外して、失礼いたします。

まず初めに、今年の8月の記録的な大雨被害から4箇月が経過をいたしました。いまだに日常を取り戻せていない町民の方もおられるかと危惧をしております。支援の輪から誰一人取り残すことのないように、切に願うところであります。

先般の9月議会では、7人の議員から大雨の被害対策について一般質問がなされたところであります。それぞれの議員は、地域住民の悲痛な声を代弁をされております。これは、令和元年8月豪雨に続く被害の繰り返しにより、町民の精神的、経済的な打撃は非常に大きいことのアカシでもあります。また、各家庭の生活にも新型コロナウイルスの影響により二重の悪影響を及ぼしているものと考えます。つきましては、岸田総理大臣の話のようですが、人の話をよく聞き、町民一人一人の声をしっかりと受け止めながら、二度と同じ被害を繰り返すことのないように対策を講じていただくよう申し上げます。

私は、9月議会の折、次の12月議会では大雨による内水氾濫の検証と対応について質問することを伝えておりました。それから、近隣の市町では商店や住宅のかさ上げ、改修費用に補助を行うなどスピード感を持って対応しているところもあります。これからも住み続けていただくために、なりわいを我が町で続けていただくためにと市長の言葉が形となったものだと評価をいたします。本町においても、町民の皆様がいつまでも安心して住み続けることができるよう、生まれ育ったふるさとに誇りを持てるようにすることが行政と議会の責任であると感じております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1点目ですけれども、本年8月の豪雨災害における被害状況を質問します。被害の発生から4箇月近くが経過し、被害の全貌がまとまっているかと思えます。家屋などの被災、農産物の被害状況を中心に答弁をお願いします。また、資料要求もしておりましたので、説明も併せてお願いしたいと思えます。

○千布一夫総務課長

本年8月の豪雨災害における被災状況についての御質問でございますが、総務課からは家屋の浸水被害につきまして、資料請求もあっておりましたので、資料にて御説明をさせていただきます。

本年9月議会におきましても被害状況の御説明をさせていただいておりましたが、

その後、調査の結果、床下浸水から床上浸水へ1件だけ変更となっております。このため、住家の床上浸水につきましては現時点で55件、住家の床下浸水が470件となっております。それから、小屋、店舗などの非住家につきましては、9月と変わらず、床上浸水77件、床下浸水が534件となっております。

以上でございます。

○木須英喜農業振興課長

私のほうからは、農作物の被害等につきまして答弁をさせていただきます。

9月議会の際、概況ということでJ A、普及センターの大まかな試算でおよそ4億円程度の被害額になるのではないかとということで報告をいたしておりました。11月になりまして、最終確定を県のほうに報告をいたしております。

資料請求があつておりましたので、そちらのほうも一緒に御覧ください。

その内容といたしましては、水稻被害が約7,400万円、大豆被害が約3億1,600万円、その他野菜及び花卉が約7,500万円、トータルで4億6,500万円の被害ということになっております。資料のほうにも書いておりましたが、令和元年8月豪雨被害では被害額が3,760万円ということになっておりまして、先ほど申し上げました令和3年8月豪雨被害と比較をいたしますと約4億2,750万円程度大きくなっているというふうな状況でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

担当課に資料要求をしておりましたので説明をいただきました。それについて、若干私なりに見たこと、感じたことを述べさせていただきたいと思っております。

これは、令和元年8月と令和3年、今年8月との比較を出していただいておりますけれども、令和元年8月と比べますと床上、床下浸水がプラス、増えたところは、若干に申し上げますと、白石1区、白石2区、白石3区、白石4区、白石6区、白石7区、それから六角地区におきましては六角1区、2区、3区、4区と、また須古地区におきましては須古1区、須古4区と、北明地区におきましては北明1区、北明4区、北明6区、あと有明地域の室島、竜王地区、長浜、牛間田地区と、見落としがあるかもわかりませんが、18地区に及んで床上、床下浸水ば増えとるというふうな経過であります。福富地区はございません。

それと、床下浸水が減るか、なくなったところというふうなことで見てみました。そうしたところを申し上げますと、北明7区、福富地域の下区、東区、六府方区、東六府方区、住ノ江区、それから北区、それと有明地域の牛屋西分、新明区、戸ケ里区、廻里高町区、大字辺田、大字田野上というふうなことで、13地区、これが床下浸水が減るかなくなったというふうなことでまとめられるかと思っております。その分で、担当課の見解というか、一言もらいたいと思っております。まずもってその答弁をよろしく願います。

○千布一夫総務課長

こういった令和元年豪雨と比較して増減があったという、変わったというところの見解ということで、御質問でよろしいでしょうか。

令和元年の豪雨は短期間で集中的な豪雨であった、今回の場合は長期に及ぶ豪雨ということで若干違いがあるかと思えます。そういった関係もあるかどうなのか分かりませんが、そういった関係で浸水被害の地域が変わってきたという部分もあるのかなと思っています。そこらへんの検証につきましては、今現在、よく話が出ておりますが、流域治水対策の推進事業の中で検証していったら、そこらあたりの原因まで分かるかどうか分かりませんが、今検証を進めているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら、農村整備課長にお聞きしますけれども、先ほど今年度の農産物被害の金額について説明がありました。また、この表を私また見させていただきますと、何となく、水稻におきますと被害面積については7分の1に減少しておりますけれども、被害額はこの表を見てみますと137倍というような被害額でございます。また、大豆におきましては、被害面積は令和元年度と比べますと2倍に増えとりますけれども、額面に対しては17倍と増えております。アスパラガスにおきましては、被害面積は4割減しておりますけれども、被害額は11.3倍というふうなことです。また、キャベツにおきましては、被害面積は4割減しておりますけれども、額は1.3倍というふうなことです。また、タマネギにおきますと、これは前回、令和元年は面積が計上されていまして被害額はゼロというふうなことです。また、今年度の令和3年8月におきましては何も被害を受けとらんというふうなことですけれども、多分冬取りタマネギかなと思うんですけれども、これは多分そういうことはないと思いますが、その辺も見解だけで、一言で結構ですのでお聞きします。

また、額面におきまして、令和元年8月は3,760万円ですけれども、今年については4億円を超えているというようなことで、差額は4億2,755万円というふうなことで愕然に多いわけですけれども、面積に換算しますと水稻は逆に減るとというふうなことで、大豆は確かに増え倍になっとうですけれど、その辺の見解だけ一言お願いいたします。

○木須英喜農業振興課長

見解ということでございますけれども、面積と冠水の時間、それと浸かった後の農作物につきましては生育状況等が関連をしてまいります。主な例といたしまして、水稻もその当時はかなりの面積が冠水しておりましたが、今年度は割と、作況指数も100でしたですかね、そういうことで、その後の状況がある程度リカバリーできたのかなというふうな感じを思っております。そういうことで、一概に面積と被害額を比較しますと、一時的なところもございしますが、その点をここに加えてあるような状況ということで我々は把握をいたしております。

以上です。

○吉岡英允議員

再度また検証をしていただきたいと、私もまた検証をしていきたいと思えます。

そしたら、持込み資料のその1の1ページ、写真をたぶんつけとりますけども、それをまず見てもらってよかでしょうか。

少し説明をします。

この1ページ目の一番上の写真は、農産物とは関係ないんですけども、こういうことがありましたということで報告をしたいというふうなことでつけさせていただきました。これは、8月15日11時22分に撮った写真ですけども、場所は上甘治地区でございます。これは、大雨によって道路が冠水しておりました。それで、ここを無理やりダンプが走ったというふうなことで、これは近隣するブロック塀の転倒というふうな写真であります。こういうふうな目に見えない被害もいっぱい出ているということ認識してもらいたいというふうなことでつけとります。速やかに通行止めの措置をしていただきたい。こいは町道です、町道に接したところの塀です。そいけんが、速やかにその道路を通行止めしていただくか、町の職員で回りきらんと思われたら自治体に通行止めの措置をしてくださいというふうなことでお願いしたいということをつけております。

それと、真ん中は六角の江越地区ですけども、これは8月17日14時30分に撮った写真でございます。これは、イチゴの棚田のところにあずがのつとりますけども、これ以上に水が上がったという証拠であります。また、その下はハウスの冠水ということで、これは役場周辺のハウスでございます。

開いていただきますと、ここを私が言いたいところですけども、これは奥に見えるのが白石小学校でございます。その中に書いとうごと、地沈水路がありまして、水路、畦畔がございまして、ポンプが3台ありまして、奥にはキャベツの圃場があるというふうな写真であります。それをよく見といてください。また、ポンプが浸かっている写真もつけております。また、全体の道路も冠水し、地沈水路、水路、畦畔も消えて、もう一面の水原になっている写真であります。それを見といてください。

それで、私の住む近くの農家さんで例をとって述べさせていただきますと、4反に及ぶキャベツの定植を8月上旬に済ませたが、雨が全く降らないためにポンプ3台にて逆に地沈水路から水をくみ上げて配管をして、キャベツが枯れないように冠水をされておりました。本土は、雨が8月11日から降ったんですけども、降り続いた雨により今度は圃場に水が溜まって、そのままでしたらキャベツの葉が冠水して一様に枯れてしまうので、ポンプを設置してありましたので、逆にポンプを冠水側じゃなくて圃場の水の排水のほうに回されて使われておりました。一応これの聞き取りをしたら、昼夜問わずポンプを回したというふうなことでございました。11、12、13の3日間、24時間回したというふうなことで、燃料代も数万円かかったばってんというような話をされとりました。当然、この状態でしたらキャベツも全滅ですよ。完全に写真では浸かっておりますので、キャベツは全滅いたしました。そこでですけども、農業関係の被害において農家への支援策についての質問でございます。

○木須英喜農業振興課長

農業関係の被害の農家への支援策という御質問でございます。

8月豪雨によります被害農業者に対する支援策でございますが、まず今回の12月補正に上程をしております農業用機械等被災者支援事業、それと畜産被害対策事業がございます。

農業用機械等被災者支援事業では、被災した農業用の機械、施設及び畜舎等の再取得、再建、修繕に対しまして、県費10分の3、町費10分の1の合計10分の4を助成する事業となっております。

次に、畜産被害対策事業でございますが、被災して使用不用となった飼料、おがくず等の再購入に対しまして、県費3分の1または2分の1、町費10分の1を助成する事業というふうになります。

そのほか、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業として、被災した作物の次期作等の栽培開始に必要となる種子、苗等の生産資材の購入に要する経費及び被災した作物の草勢、樹勢の回復のために必要となる薬剤、肥料等の生産資材、こちらの購入に対しまして、県費3分の1または2分の1を助成する事業がございます。

これらの事業につきましては、水稲、大豆の令和4年産の種子購入に対する助成も含まれておることから、水稲、大豆の被害面積が確定する2月以降に事業費が確定ということになります。そういったことで、3月補正予算での計上を予定しております。以上です。

○吉岡英允議員

次に、内水氾濫の原因の検証結果についての質問をいたします。

多くの専門家の意見も、六角川水系の市町では内水氾濫が原因で浸水、冠水被害が拡大したと報道がなされております。本町も、六角川水系地域の多くで内水氾濫が原因で被災をされております。この要因をどのように検証されたかを質問をいたします。

○笠原政浩建設課長

内水氾濫の原因、要因というようなことで御質問かと思っております。

白石町は、白石地域、福富地域のそれぞれ一部が流域エリアとなる六角川水系と有明地域の一部が流域エリアとなる塩田川水系、それに含まれない直接有明海に排水される区域の大きく分けて3つの排水体系から成り立っていると考えているところでございます。前回、大きな被害をもたらした令和元年8月佐賀豪雨、それを上回るような今回の大雨、町内の至るところで冠水被害が発生したわけですが、とりわけ六角川水系にある地域、特に白石校区、六角校区、須古校区の被害が非常に大きかったように思われます。2度の大雨で共通していたことは、六角川本川において上流からの流量が増えたことで、干潮時においても六角川本川の水位が下がることができず、排水能力が追いつかなかったことにより内水氾濫が発生したというふうに考えているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら再質問をいたしますけども、皆様のタブレットの中には持込み資料のその2というふうなことで提示をしております。国土交通省の武雄河川事務所の資料でございます。その中の左側の図の黄色に着色された部分、真ん中に六角川がございます。ケーブルワンを御覧の方はもう少し分かりやすい絵がございましたので、これは11月14日付の新聞報道でございます。新聞報道のここのマーカーでつけた部分、これは六角川河口堰の付近ですけども、令和元年と今度の8月豪雨の浸水範囲の比較図でございます。そうしたところ、ここのところに牛津川と六角川との交差部がございまして、そこに河口堰がございます。河口堰の南方のこの赤のライン、ここが元年は使ったんだが、今回の令和3年度では使っていないというふうなところでございまして、これを今回なぜ使っとらんかというふうなことで考えられることを質問いたします。

○笠原政浩建設課長

11月14日の新聞に掲載されました六角川水系の浸水範囲は、令和元年と令和3年の国土交通省の資料に基づいて比較をされております。御指摘のとおり、今回の浸水範囲が六角川下流域で減少している状況が見られます。これは、町で調査した浸水範囲と若干違いはあるものの、六角川下流域での浸水範囲が減少しているのは同様の結果というふうになっております。

令和元年8月豪雨では、排水能力を超える雨が短時間に集中的に降り、一気に全面的に浸水したのではないかというふうに考えております。今回、8月の大雨は時間20ミリから40ミリ程度の雨が長期にわたり降り続き、結果として750ミリを超えるような大雨をもたらしましたが、六角川の下流域では六角川への排水が幾分かスムーズにできたのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

今回は、降り方によって、元年度はもう短期集中的で線状降水帯が来て降ったというふうなことを理解します。今年度の8月は、長期、3日間にわたり雨が降り続いたというふうなことで、こういうふうな排水体系が違うというふうなことでございますけども、この黄色の範囲でしっかり排水ができたというのをもう一度しっかり検証をしていただいて、この範囲を確実に西へ西へと広げていただきたいという気持ちでございます。それをお伝えし、次の質問に行かせていただきます。

次に、3点目ですけども、浸水により家屋などを被災された町民に対しての支援の実態についての質問をいたします。

本町においても、災害見舞金の救済支援、床上浸水された町民への町営住宅の貸与などの住宅支援、また上下水道料金やし尿くみ取りの手数料の補助などの生活支援の実績についての質問をいたします。

○矢川靖章保健福祉課長

保健福祉課では、令和3年8月佐賀県豪雨災害で被災された方に対し、白石町災害見舞金を支給しております。支給世帯数及び支給額につきましては、半壊世帯の23世帯に対し合計127万円、準半壊世帯17世帯に対し合計66万5,000円、準半壊に至らない一部損壊世帯13世帯に対し合計44万円、支給世帯数は合計53世帯、支給総額237万5,000円となっております。

また、この災害で被災された方々を支援することを目的に、日本赤十字社佐賀県支部及び社会福祉法人佐賀県共同募金会に寄せられた義援金の第1次配分がなされたため、その義援金もお届けしております。支給額は、半壊世帯23世帯に対し各8万円、準半壊世帯17世帯に対し各4万円、準半壊に至らない一部損壊世帯12世帯に対し各1万6,000円の合計52世帯、総額271万2,000円となっております。見舞金と比較して準半壊に至らない一部損壊世帯が1世帯少ないのは、第1次配分調査後に新たに被害認定された世帯であります。第2次配分で措置され次第、お届けをしたいと考えております。

なお、見舞金及び義援金の支給対象は、いずれも床上浸水に遭われた世帯となります。見舞金、義援金ともに、今回支給の対象になられた全ての世帯へ12月2日までに支給が終了しております。

先ほど総務課の答弁の中で、床上浸水が55件というふうに説明がっております。見舞金支給世帯は53世帯と今説明をさせていただきました。2件のずれにつきましては、1世帯で2棟に居住されている世帯については見舞金を1件支給をしております。そこで1件のずれが出ております。もう一つにつきましては、総務課の把握では空き家を1件カウントとされているというところで、そこには見舞金の支給がございませんので、そこで2件のずれが生じております。

以上です。

○笠原政浩建設課長

私のほうからは、床上浸水された町民の方への町営住宅の貸与などの支援についてお答えをいたしたいと思っております。

床上浸水された被災者の町営住宅への仮設住居的な入居は、現在行っておりません。ただ、佐賀県のほうから被災者を対象に県営住宅を、2年間という期間限定ではありますが、提供されておりますので、建設課のほうで窓口として受付を行っておるところでございます。元年につきましては、この相談についてはあっておりませんが、今回2世帯のほうから相談を受けたところでございます。

以上です。

○土井 一生活環境課長

生活環境課のほうで対応いたしました上下水道料金の減免措置と、またし尿くみ取り手数料に対する補助の実績について御説明させていただきます。

まず、上下水道料金の減免については、浸水被害によりまして清掃等で水道を利用し、前年同期と比較いたしまして増加したという方から申請を受け付けまして、その

水道使用料の超過した水量分について減免をさせていただいております。減免した件数は、今回57件で、そのうち下水道のほうに該当する件数が6件ございました。57件分の上水道の減免相当額は8万183円でございます。6件分の下水道料金の減免相当額は9,680円でした。ちなみに、2年前、令和元年の豪雨のときにも同様の減免措置をいたしておりまして、その際の申請件数は31件ございましたので、今回の57件という件数自体は2年前の1.8倍の申請件数となっております。

次に、し尿くみ取りに対する補助についてでございますが、これにつきましてはくみ取り便槽の中に雨水が流入して、緊急的にし尿のくみ取りをしなければならないという世帯、事業所も含めまして申請を受け付けております。業者さんのほうに支払われたくみ取り料金の2分の1以内、上限を5,000円までというふうなことで対応させていただきまして、今回の申請件数は268件でございます。その補助金額はトータルで103万4,200円を既に交付をさせていただいております。参考までに、1件当たりの平均での補助額といたしましては3,900円程度となっております。2年前の令和元年度の申請件数、これについても行ってございまして、し尿のくみ取りが2年前は65件の申請でございましたので、今回の件数につきましては2年前の4倍以上の申請件数となっております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

答弁された課長、建設課はなかったというようなことですが、お聞きしますけれども、十分に町民の声に対応できたかと感じておられるでしょうか。一言で結構です、御答弁ください。

○矢川靖章保健福祉課長

保健福祉課からは見舞金を支給させていただきましたが、今回、あくまで見舞金という形なので、金額にしては少ない額で申し訳なかったと思っておりますが、少しでも被災された住民の皆様の支援になればと思っております。

以上です。

○土井 一生活環境課長

この上下水道料金の減免及びし尿のくみ取りに対する補助というふうなことで、担当課として町民の声を十分に聞き取った上で対応できたのかという質問だと思っております。

この件に関しましては、町民さんの中にはまだ不十分じゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、本町といたしましては可能な限り早期のこの対応についての周知に努めさせていただきまして、今回の申請につきましては罹災証明や被災証明の提示を求めることなく、水害に遭われた方の身になって、誠意を持って柔軟な対応に努めさせていただいたつもりでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

今、担当課の課長の答弁から誠意を持って対応させていただいたと思うというふうなことで、今後も災害はいつ起こるか分かりませんので、その気持ちを捨てないでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、本町における罹災証明の発給件数はどれくらいあるのか。

また、近隣で特に被災がひどい武雄市を例に挙げますと、武雄市のほうからはこういうふうな復興支援ガイドブックというふうなことで、A4判1枚、見やすく裏表で作って使われております。復興支援で御相談くださいというふうなことで一本化されてあります。それで、裏を見ますとこのようにこういう支援メニューがいっぱい書いてあります。経済支援、住宅支援、生活支援、医療・福祉支援、要請機関、税の料金等の減免等の特例措置の支援というふうなことで支援メニューが書かれてあって、支援内容、またお問合せ窓口というふうなことで書いてあります。我が町でいうと、出前講座のメニュー表とちょっと変わらんごととして作ってあります。これを見たときに、本町にはこういうことがなかったなど。ホームページ上では私も見ましたが、何かこういうふうな支援メニューは、災害のときはホームページじゃまだ環境が整ってない方や不慣れな方もいらっしゃると思います。いち早く紙面で町民にそのお知らせをするというふうなのが一番大事なことはないかなと思いますので、その2点についての御質問でございます。答弁をよろしくお願ひします。

○千布一夫総務課長

2点御質問をいただきました。

まず、罹災証明書の発行件数につきましてお答えいたします。

罹災証明書は、駐在員からの被害状況報告書で床上浸水とされた住家と、あと個人から申出のあった住家などを対象に調査を行い、発行しております。住家の床上浸水で53件です。住家の床下浸水で12件、非住家の床上浸水で25件、合計90件を発行しております。このほかにも、住家の床下浸水や非住家を対象とした被災証明——被災証明といひますのは、単に被災した事実を証明するものでございます。罹災証明といひるのは被災の程度、全壊なのか半壊なのかといった程度までを証明するものが罹災証明です。被災証明を77件発行しております。

それから続きまして、町民に対する支援メニューを紙面により開示したほうがよいのではないかといたひ御質問でございますが、被災された皆様に対する支援策につきましては、先ほど御質問、そして御答弁をいたしました上下水道料金の特別減免、それからし尿くみ取り用の手数料補助、そして固定資産税の取扱いについて、9月に回覧にて町民の皆さんに周知しまして、それから10月の広報紙において、再度上下水道料金とし尿くみ取りの支援策に併せて災害見舞金についても周知をいたしました。それから、農業者への支援につきましてはJAの協力を得まして周知を図ったところでございます。

議員が御指摘のとおり、支援策を一目でわかるようにまとめて配布することは、町民の皆様にとってとても有用であると考えております。今回、支援策が出そろひ時期が様々でありましたので、先ほどのとおり広報紙や回覧、そしてホームページにて周

知に努めたところがございますが、今後このような災害の際には、議員から御提案いただきました支援策の一覧表の紙面による公表など、わかりやすい情報提供に努めてまいりたいというように考えているところがございます。

以上です。

○吉岡英允議員

罹災証明発給件数は分かりました。それと、紙面のいわゆる開示が一番見やすく、住民サービスの観点からしていただきたいものだと思います。

次に、4点目ですけれども、これから中・長期的な視野に立つて行う対策についての質問をいたします。

先般の9月議会では、7人の議員から大雨被害対策についての一般質問がなされました。その主な質問は、1つ、排水ポンプの増設について、それから1つ、六角川の河道掘削について、1つ、クリークの上流の排水調整について、1つ、災害対策に係る組織の一本化について、それから幹線道路の冠水被害による影響について、それと消防団との連帯について、それから氾濫した水路や水門の開閉などの数値化についてというふうなことで、主な7つの質問をされました。多くの課題が浮き彫りになったと私は感じました。

町長は、短期で行うことと中・長期的な視野で行うことを分けて考えて検討していくべきとの意見を持っているものとこれまでの説明の中から感じ得ます。また、町民へしっかり説明責任を果たす必要があるものと考えます。第3次総合計画の素案にも河川、水路などの施設整備、排水施設等の体制整備を行うよう計画をされております。今回、第3次総合計画の中には改めて流域治水対策というふうなことで括弧書きを付け加えられているかと思えます。まず、町民や事業者が先を見通すことのできるような治水対策が必要ではないでしょうか。本町が中・長期的な視野で立つて行うこととは何であるかを質問いたします。

○笠原政浩建設課長

町が取り組みます治水対策は、潮の満ち引きで影響を受けやすく負担が大きい六角川に頼らず、排水先を有明水路や有明海に分散し、六角川沿川地域の減災はもとより、町全体の減災につながればというふうに考えているところがございます。このような中、国の激特事業を含む六角川整備計画や佐賀県が行う内水対策プロジェクトなどを踏まえ、町でどのような治水対策ができるのか、県の流域治水対策推進事業を活用し治水対策計画を策定中でありまして、さきに述べましたが、排水先の分散を図るためには排水機場の増設あるいは排水路の機能強化、また一時的貯留池の整備など、中・長期的な計画も含めた治水対策をこの事業の中で検討することといたしておりまして、関係機関と連携を取りながら進めることといたしております。

以上です。

○吉岡英允議員

続いて、5点目の質問をいたします。

今年6月補正予算において流域治水推進事業の予算が可決をされました。内容的には、県費が775万円、一般財源町費持ち出し分が775万円、合わせて1,555万円のコンサルティングの事業でございます。これについては、専門家の意見を聞きながら鋭意研究を進められているものと思います。この事業の進捗状況についての質問をいたします。

○笠原政浩建設課長

令和元年8月豪雨後、国のほうではこれまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、流域に係る関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要があるということで、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者、これは国、都道府県、市町村、企業、住民等による流域全体で行う流域治水へ転換するということがされました。県のほうでも、市町が取り組む流域治水対策の推進を図るため、令和3年新規事業として流域治水対策推進事業が創設されたところでございまして、町でもこの事業を活用し調査を実施するため、本年6月議会におきまして調査に係る予算措置をいたしたところでございます。

調査につきましては、治水事業に精通しているコンサルタントのほうに7月16日から令和4年3月15日までの工期で発注をいたしたところでございます。当初、令和元年8月豪雨に係る内水解析モデルをベースに治水対策メニューを検討し、その効果も検証していただくこととしておりましたが、本年8月に再び大雨による大規模な浸水被害が発生しました。急遽、本年8月の大雨も踏まえた内水解析モデルの作成を追加したところでございます。

調査業務につきましては、まず計画の準備、それから2番目に現地の調査、3番目に資料の収集、4番目に内水解析モデルの作成、それから5番目に令和元年8月及び今年8月の出水による先ほどの内水解析モデルの検証作業を行うということになります。それから、6番目に流域対策のメニューの検討、それからその効果の検討、それから今後流域対策実施に向けた課題の調整や協議資料の作成、それから最後に報告書の作成というような業務ですが、現在内水解析モデルの作成中でありまして、元年や3年の浸水の実態に見合った解析モデルとなるようモデルの検証を繰り返し実施しているというような状況でございます。この解析モデルは、治水対策のメニューの効果検証を行う上で最も重要な業務であるため、慎重に丁寧に取り組むことといたしております。また、さきに述べましたが、今年の8月出水も踏まえた形とするために、10月にはゲート操作員などの地元の方々から聞き取り調査を行うなど附則の期間が必要となりまして、工期の延長も視野に入れて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

具体的にどれぐらいにというふうなお話はございませんでしたけども、私は抜本的な解決方法としては、有明海に直接排水することは多くの方の理解を得られていくも

のと考えますけども、町内でも冠水被害に悩まされている地域やそうでない地域によっては、その意見や言い訳は様々ではないでしょうか。この治水対策プロジェクトについては、行政だけで議論してもその対策理由は町民には見えません。住民を含めたオープンな議論を期待しておりますけども、その考え方について、時間もございませんので簡潔にお願いします。

○笠原政浩建設課長

計画策定に当たりましては、令和元年8月佐賀豪雨及び今年の大雨後に各地区の区長さん及び大雨の中ゲート操作を行われた操作員さんに聞き取り調査を行って、意見を伺っているところでございます。この聞き取りによりまして、当時の浸水状況や水の流れ等を集約し、計画に反映していきたいというふうに考えておりまして、それから排水調整に精通されている排水調整会議の中でも今後協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

続いて、6点目の質問に行かせていただきます。

令和元年と今年も同じ地域の方々が豪雨により被災をされました。もう二度と同じような浸水被害を起こしてはなりません。今年、どんな支援策を講じて、来年また浸水しては意味がありません。来年の雨季までに残された時間は少ないと感じております。もう次はないというふうな覚悟で対策を講じていただきたいと町民の多くは考えておられるのではないのでしょうか。

ここに9月、10月、11月に本町に対し、町民の方から8月豪雨災害についての6件の要望書が出されております。詳しく内容を言いたいところですけども、時間がございませんので割愛します。須古地域から大雨大規模水害についての要望書、同じく須古、嘉瀬川地域から、また馬田地区のポンプ増設の要望書、また塩田川、大谷から牛間田地区、これは午後から別の議員さんがよく質問されると思います。それともういっちょ、私が住む白石校区からは有明海への直接排水経路の特定と主導排水と、また非常時に町主導で町境、地域、地域間の排水作業を行うというふうなこと、上記に伴う排水経路の特定というふうなことで区長会から強く要望をされております。また、JA、佐賀県農協のほうからも要望書が出されております。このように、短期間に6件の要望書が出されたことは、私は今まで経験というか、記憶にございません。このように、各地域から多くの要望書が出されております。どの地域も、排水調整については町が主体的に携わってほしいとの要望をされているのではないのでしょうか。その中でも、先ほども述べました町境の調整のことが一番メインじゃないかなと思います。

そこでですけども、持込み資料のその1の3ページ、4ページ、5ページを見てもらってよかでしょうか。

これはあえて地点A、地点Bとしております。地点Aの写真は、8月13日夕方5時に撮った写真であります。これは一番上が上流側でございます。真ん中の町道が元の町村境の道であります。それと一部下流側、こういうように写真を見てもらうと、上

流は満タン、ゲートからあふれてオーバーフロー、下はくい柵の天端が見えているというふうなことで、どう議員の皆さんも感じられるかお願いいたします。もういっちょは地点Bというふうなことで、同じ旧町村境であります。これも上流、またこれは越流です。地点Aは完全に閉め切られている状態です。地点Bは、これは8月17日に撮った写真です。豪雨後です。そいけん、このままの状態はまだ水位が上流側は高かったというふうなことです。これは、越流しようとも約15センチか20センチぐらいしかゲートは下がっておりません。

それと、上流部は満水というか、まだくい柵の頭は見えておりませんが、めくっていただきますとこれが下流部の写真です。くい柵の天端が見えます。水位差は歴然とございます。なぜかといいますと、これは8月17日の写真です。そいで、前に提示した国交省のやつを見てもらうと、これの右側の図です。国交省は、16日9時には解除というふうなことで掲げられております。でも17日の写真はこういうふうな状態であります。それを皆さん心の中に受け止めといてください。

それで、非農家の方には上流から下流までの排水経路がわかりにくいというふうなこと、また町民は六角川へ強制排水ができない理由がよくわからないこと、まずは内水氾濫が発生したメカニズムを見える化し、町民にわかりやすく説明することが求められると感じております。これら地域からの要望の声をどのように受け止めて、どうしていくのか質問をいたします。

また、9月議会終了後に議会から町長への要請書を提出しました。その中で、豪雨による浸水、冠水被害の対策については、国や県の事業実施を待つことなく、町内全ての地域の理解と協力を得ながら、被害を最小限にできるよう、排水体系の構築と対策を速やかに講じるよう要請をしたところであります。直ちに取り組む短期的な対策は具体的に何があるのかを併せて町長に質問をいたします。

○田島健一町長

吉岡議員から今回の災害が二度とないような取り組みについての御質問でございます。

8月の大雨後に、町内各地域から水害対策についての要望書を頂いているところでございます。また、9月議会の折には議会からも豪雨対策については国や県の事業実施を待つことなく、被害を最小限にできるような排水体系の構築と対策を速やかにとという要請書も頂いたところでございます。町といたしましても、度重なる大雨被害に対し、各地域や議会からの要望等につきましてもは重く受け止めているところでございます。

今議会で可決いただきました補正予算の下叢具、馬田地区のポンプ設置におきましては、短期的な対策としての浸水軽減を目指すために設置を行うものでございます。また、現在取り組んでおります流域治水推進事業において、町全体の治水対策についても何から、どこからやっていくかなど、短期的また中期的、長期的なものとしての区分をしながら検討を行い、早期に効果発現できるように考えていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、ハード整備として来年の雨季までにとというこ

とでも対応いたしておりますけれども、ハード整備だけでは駄目ではないかというふうに思っています。時間がないということです。そういうことで、先ほども答弁をいたしましたけれども、事前排水ということをしかりとやっていただきたい。そしてまた、先ほどの提供の写真でもありますように、上下流での水位の差というのもございます。それについては、先ほど課長が答弁をいたしましたけれども、役場職員も現地に行って調整をしていくということを申し上げました。そういうことで、雨の中でも町職員としても出向いていって調整をしていきたいというふうに思っておりますので、今後は計画についても町民の皆さんたちの声もしかりと組み入れてやっていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○吉岡英允議員

町長の声をケーブルワン通じて町民の皆様が確実に捉えてあると思ひますので、よろしくお願ひいたします。それと、今日の新聞の報道ですけれども、江北町の事例を挙げてあります。その中で、山田町長は事前排水について具体的な数値を示し、ルール化する必要があるというふうなことで書かれております。それで、事前排水ですけれども、これもルール化するというふうなことで書かれておりますので、それも加味していただきたいと思ひます。

最後にですけれども、有明海への排水経路を明確化し、行政のほうでA I、I o Tを使い、上下流の地域の方の利害、わだかまりがなく、排水体系の構築を早く実現できるように強く国、県に働きかけ、要望活動を行い、新年度にも反映できるように予算の獲得をお願ひいたします。しかし、災害はいつ起こるか分かりません。予算獲得がスムーズにいけないときは、一般財源、町費の持ち出しでも構いませんので、町民の安全・安心な暮らしとなりわいの確保を切にお願ひし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時23分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。
通告に従い、一般質問をいたします。
まず、第1点目でありますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

このワクチン接種に関しましては、3月の議会、そして6月の議会、12月の本議会、

3回目の質問でございます。3月においては、接種が始まりまして、そのことについて伺いました。6月に質問したのは、第5波のデルタ株がこの夏場に拡大しました。その前ということで質問をさせていただきました。そして、いよいよこの12月、第6波を迎えるであろうと言われております。そういう中でのワクチンの第3回目の接種もでございますので、そのことについても今回質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本年1月より、全国民を対象としたワクチン接種が開始をされました。これは、今まで我が国にとっては未経験の取り組みでございました。そういう中で、現在におけるワクチンの接種状況について伺います。

○矢川靖章保健福祉課長

現在のワクチン接種状況についてお答えいたします。

白石町の新型コロナウイルスワクチン接種については、今年の3月中旬より医療従事者の優先接種が行われ、4月26日から高齢者施設の入所者とその施設の従事者の接種、5月10日からは75歳以上の方へ町内医療機関により個別接種を始めさせていただき、5月24日からは白石町総合センターにおいて集団接種も開始いたしました。その後、年代ごとに順次接種券を発送させていただき、7月中旬には16歳以上の全ての対象者へ接種券の送付が完了し、ワクチン接種を進めてまいりました。

御質問の接種状況については、提出しております資料で説明申し上げます。

各数値につきましては、ワクチン接種に関するシステム上での速報値となります。

まず、白石町の住民の接種者数は、令和3年12月12日現在で1回目接種が1万7,868人、2回目接種が1万7,640人、町の全人口に対する接種率は1回目79.54%、2回目78.52%となっており、いずれも国、県の接種率を若干上回っております。接種対象人口に対する接種率で見ると、1回目87.17%、2回目86.05%となっております。

次に、年代別の接種状況ですが、2回目接種まで終了された方の割合を読み上げます。12歳から19歳65.63%、20歳代74.68%、30歳代72.4%、40歳代79.53%、50歳代85.11%、60歳から64歳92.52%、65歳以上の方は97.51%となっております。これを見ますと、重症化リスクが高い60代以上の方は接種率が非常に高く、しっかり接種していただいていることが分かります。

次に、個別接種と集団接種の状況です。資料の接種者数には、町外の方が白石町で接種された人数はカウントされておりません。町内の個別接種については延べ2万3,125人、集団接種については延べ6,439人、町外で接種された方は延べ5,944人となっております。町の集団接種会場で接種された方の割合は約18%となっております。このように接種が順調に進みましたのは、町内の医療機関の御尽力と町民皆様の御理解、御協力があってこそだと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

このワクチン接種、担当の福祉課、そしてまた保健福祉課、また全職員の皆様、本当に昼夜大変な中でこの接種事業をしていただきまして、今日まで2回目が約78.52%、佐賀県が76%をちょっと超すぐらいということで、県平均以上の接種をすることができました。大変にありがとうございます。

その中で、このワクチン接種、国のほうからはお金と、それからワクチンの提供がありましたけども、それ以外は市町村でその対応をしていきなさいということでございました。今まではどちらかといえば国が主導をして、一切国がするということでもありますけれども、お金とワクチンだけはやるけども、あとはもう地方自治にお任せしますというスタイルになっておりました。そういうことでは、初めてのことであったし、大変苦慮をされたのではないかなと、そう思います。だけど、ここまで接種ができたってことはすばらしいことだと思います。

そういう中で、先ほど言いましたように今までと違った国の政策、どちらかといえば補助金にしても何しても国がこういうふうに使いなさいということでいろんな制約があったりしましたが、今このコロナで変わりました。国ではもうできないと、こういう緊急のときには。自治体にお任せをするということで、お金も特別臨時交付金もその自治体で、その裁量によってコロナのために使ってください、いいですよということで、非常に緩和をされました。縛りがなくなりまして。それから、このワクチンに関しても、接種の仕方はその町に合った対応をしていきなさいということでございました。そういうことで、非常に今までとはお金も物も国と地方自治の関係が大きく変わりました。今、子育て世帯への臨時交付金、特別給付金を国から頂ける。これも二転三転して、やっと今三通りが自治体によって決めていいですよということで、本当に自治体の裁量権が大きくなりました。そういう中で接種が行われてきましたけれども、これまでの接種における取り組みから浮かび上がった課題や問題点について問うていきたいと思えます。

まず、先ほどの1点目、町民への周知徹底の件、混乱がなかったかどうか。

それからまた、2点目、接種順位について。これは、最初に言いましたように、各自治体で接種の仕方が違っていましたが、対象者が。白石町は、各老人施設ですかね、そういうところでクラスターが発生しました。そういうことで、白石町ではまずそのクラスターを防止するというので、特に入所されている方を対象に優先してするというので、他の市町よりも一般の方の接種が遅れました。これも、そこらへんの接種の順位はどうだったのかと、その点が2点目でございます。

それから、これは先ほどありましたように、12歳から30歳までの層の方の接種率が低かった、この要因は何なのか。これが一つの大きな課題、3点目です。

4点目、個別接種と集団接種の割合、この進捗状況はどうであったのか。

それから、5点目でありますけども、この接種によって副反応がなかったのか。軽微なもの、発熱とか痛みとかだるさとかはありましたけれども、この副反応が軽微以外であったのかどうか、白石町でも。そこらへんをお聞きしたいと思います。

○矢川靖章保健福祉課長

これまでのワクチン接種における取り組みから浮かび上がった課題や問題点についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、本格的な接種開始から7箇月余りが経過しました。前例がない大規模な接種となったことで、全国の市町村が悩みながら手探り状態での実施になったと思っております。国においても、ワクチンの不足やシステムの追加などの関係から自治体への情報が遅れるなど混乱もあっております。

そのような中で、白石町でも議員がおっしゃるとおり、課題や問題点が浮かび上がってきております。先ほど質問された周知の問題につきましては、なるべく多くの住民の皆様へ多くの情報を伝えるためというところで、毎月チラシを発行させていただき、そしてまた町の広報紙においても掲載をさせていただき、周知徹底をしていたところでございます。

そして、接種順位につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、高齢者の接種からさせていただきました。特に、高齢者の中でも75歳以上の方から優先して接種券を送付させていただき接種をさせていただいたというところで、接種率のほうも、この資料の中にはございませんが、75歳以上の接種率を見ると100%に近くなっております。それを見ても、非常に75歳以上は重症化率も高いというところで、多くの方に接種いただいたというところは、この順位についてはよかったのかなというふうに感じております。

そして、ほかの問題点ですけど、予約の取りづらさがあります。65歳以上の高齢者の優先接種は、予定どおり7月末におおむね終了しましたが、早期に接種を望む方が多かったことで予約の電話がつながりにくい状態や、個別、集団接種ともに予約枠がいっぱいなり、接種をお待ちいただくことになりました。また、高齢者の接種が一段落した時点でワクチンの供給量が制限されたため、8月下旬から接種数を抑えることになり、若い世代の方についても接種をお待ちいただくことになり、心苦しく思っております。ただ、白石町では国がおおむね終了を想定していた11月上旬までに接種対象者の約85%の方が2回目の接種を終えられたことは、全体的に見ると予定どおりに進んだものと思っております。

個別接種では、各医療機関において通常診療も行いながらそれぞれ工夫いただき、またワクチン保管にも温度管理などの気を遣い、苦勞されながら接種を実施していただきました。医療機関へのワクチン配送に関しては、役場に設置したディープフリーザーから、定められた保管温度を保ちながら週に数回、職員で手分けして配送してまいりました。

集団接種については、会場を白石町総合センターとして108日開設ができました。町内医療機関、医師会などの御協力により、大きな事故もなく終えることができ、接種会場では医療関係者はもとよりシルバー人材センターからの派遣や役場全職員が交代で接種業務に従事するなど、多くの皆様の御協力を得ました。

当日キャンセルなどによる余剰ワクチンの対応では、開始当初、高齢者施設の職員等へ接種が済んだ時点では役場職員や住民へのキャンセル待ちの募集などを行い、ワクチンの有効活用に努めてまいりましたが、接種率が高くなるにつれ、その対応が難

しくなり、今後の課題となっております。

接種率については、先ほど説明させていただきましたが、20歳から39歳の年代ではまだ1回目の接種率でも70%台、12歳から19歳では60%台となっております。若い年代も、ほかの自治体と比べ特に接種が進んでいないという状況ではないのですが、若年層が重症化リスクが低いと言われているため、高齢の世代よりも接種率が低くなっていると推測しております。町としましては、若い世代の中でも比較的接種率が低い小・中学生の接種がもう少し済めばと思っており、今後も広報、周知に努めていきたいと考えております。

副反応の問題ですが、現在のところ接種後に入院をされたというふうな情報は上がってきておりますが、その後、この接種が原因であったかというところがまだはっきりしておりません。そこらへんの救済制度もございますので、その申請までは至っていないところでございます。

1回目、2回目の接種業務で医療機関や担当職員も疲労感がございますが、接種を進めるに当たり、全国の自治体でも同じ悩みを持ち苦心されていることや今までの接種が住民皆様の御理解、御協力により順調に済みましたことを糧に、これからも気を引き締め、12月から始まっております3回目の接種を安全に迅速に進めていくよう努力してまいります。

以上です。

○溝口 誠議員

今、コロナの感染が非常に減少しております。これは、原因がまだはっきりよく分からないということで、大体このワクチンの接種が完了し、1つはワクチンの効果があったのではないかと、2つ目がしっかりマスク、手洗い等を徹底した、3密を避けてです、これを日常生活の中に取り入れたと、3点目が人の交流の行動の抑制ができたということで、どれが効果を出したのかは分からないけれども、この3つが大きな要因ではなかろうかという学者の方がお話をされています。その中でも、特にワクチン、これが大きな効果を生んだのではないかなと私はそう思います。

そういうことで、いよいよ3回目のブースター接種になりますけれども、この3回目接種、町民の皆様へは各家庭にこのようなチラシ、3回目の接種についての御案内が12月3日付で参っております。私がこの3回目の接種の質問をするときには、この前に要望を質問するというので、その後これが出ましたので、この中に全部書いてあります。その中で、特にこの第6波がくるのではなかろうかと。これは、新たな変異株であるオミクロン株が今日本には数例入っておりますけれども、これが広がれば第6波が起きるのではないかと、これまた3回目のブースター接種も時間との闘いになると思います。この時間に負けると、また後手になるとそういう感染が拡大するのではないかなと、そう思います。そういうことで、3回目の接種に向けていよいよ取り組むわけでございます。

この3回目接種の中で、2回目接種以後、最初は8箇月となっていました、18歳以上で。これを前倒して、6箇月接種にしてもいいということになりました。ここら辺の対応をどうされていくのか。

それから2点目は、集団、個別の割合はどうなっていくのか。集団の計画は、集団接種をどのようにされていくのか。

3点目、ワクチンの接種についてファイザー社が6割、モデルナ社が4割、このモデルナ社は今申請中であります。承認をされたらこの2つを使うということで、ファイザーが6割、モデルナが4割と。町ではファイザーがほとんどだったと思います、第1回、2回。この交互接種を3回目はしてもいいということでございます。そこらへんで、この2つの種類のワクチン、これが今までと管理の仕方も違うし温度管理も違いますので、そこらへんの管理をどうやっていくのか。そしてまた、この割合、ほとんど1回目、2回目にファイザーを打たれた方は3回目もファイザーを打ちたいという希望があると思います。ここらへんをどう調整をしていくのか、ここを伺いたいと思います。

そして、4点目でありますけども、今回は12歳からでしたけども、今国のほうでは5歳から11歳、この小児へのワクチン接種、このことについて承認をされていく。これはファイザー社を使うと。12歳から16歳は別のワクチンということでございます。そこらへんの今分かっていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○矢川靖章保健福祉課長

3回目の接種に向けての接種計画についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、12月にまず先行して4月、5月に接種を受けられた医療従事者から、個別接種で始めさせていただいております。3回目接種の対象者は、ワクチン2回接種完了者で、2回目接種から原則8箇月以上経過した方となり、まずは18歳以上の方となります。地域の感染状況、クラスターの発生状況など非常に特殊な状況の場合は、厚生労働省と事前相談の上、6箇月以上で接種できるものとなっております。

使用するワクチンは、ファイザーワクチン、モデルナワクチンを使用しますが、当面は薬事承認されておりますファイザーワクチンを使用することになります。1回目、2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー、モデルナ、いずれのワクチンでも接種できます。いわゆる交互接種ができるようになります。接種の対象者には、接種券を2回目接種完了後、8箇月経過する頃に順次発送してまいります。モデルナワクチンは、薬事承認されてから使用することになりますが、全市町村に配分される予定であるため、両方のワクチンが接種できる体制づくりが必要となります。このことを考慮しながら、接種者が増加してくる来年2月下旬頃からは、個別接種に加えて集団接種会場の開設も現在検討しているところです。モデルナワクチンの使用については、住民の皆様へ十分な周知が必要と考えております。ワクチンの効果や副反応などについて、改めて周知していきたいと思っております。

そして、モデルナワクチンの管理につきましては、長期保存についてはマイナス20度での管理が必要となります。ファイザー社のワクチンについても、ディープフリーザーが国から提供されております。これと同じく、モデルナワクチンについても国のほうからディープフリーザーが提供される予定というふうになっております。モデ

ルナ社、ファイザー社製のワクチンともに、個別接種の医療機関での接種で管理される場合は通常の冷蔵庫の温度でも可能というふうになっております。

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果がある一方で、感染予防効果や高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目の接種を完了した全ての方に対して3回目接種の機会を提供することが望ましいとされ、3回目接種により低下した感染予防効果や重症化予防効果などを高める効果があることが臨床試験や様々な疫学研究などで報告されています。特に、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方、重症化リスクの高い方と接触が多い方などに3回目接種が推奨されております。オミクロン株が国内でも確認される中、3回目接種の重要性を周知し、対象者全員が3回目接種を希望された場合でも対応できるよう、医療機関とも十分に協議しながら準備を行ってまいります。

また、3回目接種に併せ、若年層を中心に1回目、2回目の接種が終わっていない方へ接種の機会を提供していきたいと思っております。厚生労働省では、5歳から11歳の小児への接種も検討されています。薬事承認前のため、詳細については申し上げられませんが、早ければ来年2月頃から小児への接種が始まる可能性もあるため、このことについてもスムーズな開始ができるよう、医療機関や周辺自治体と協議していきたいと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

3回目の接種が始まるわけでありましてけれども、特に2月、3月にかけて、3月が一番多いと思います、接種が。そこで、ここからは集団接種をするということで、特に若年層がどうしても順番的には後になると思います、前回の1、2回と同じです。そういうことで、若年層が後になるということになれば、ちょうどこの3月以降になってくると思います。

この若年層でモデルナ社、これがファイザー社から比べれば心筋炎を起こしやすいということで、まだはっきりしたことは分かりませんが、確率的に多いということで、先ほど言いましたが、このモデルナ社とファイザー社両方を使うということで、年配の方にはファイザー社を使って若年層になったときにモデルナ社を使うということが非常に、先ほどの心筋炎の発症があると、まれにです、副反応が。そこらへんの兼ね合いもどうしていくのか。受ける方が不安で受けないという方が出てくる可能性もありますので、そこらへんをどうしていくのかです。ですから、交接種でファイザー社を受けた方が、お年寄りの方でも承認されたモデルナ社を打つとかそういうこともしていかなければ、全体量がもう決まっていますから、そこらへんの調整もしていかなければいけない。どういうふうにこの若い人と年配の方にしていくかです、ワクチンの種類を。そこらへんもしっかり、今から大きな課題だと思いますので。

そして、最終的に接種率の目標をどのように掲げてありますでしょうか。

○矢川靖章保健福祉課長

先ほどの質問の若年層に対するワクチンの種類、モデルナ社製のワクチンでは、議員がおっしゃるとおり、10代、20代の男性の方については心筋炎というような副反応が現れる場合があると聞いております。

現在のところ、ワクチンの配分については、国から通知が来ている限りでは2月、3月までのワクチンでファイザー社製、モデルナ社製が配分されるというふうなところは通知が来ております。ただ、4月以降についてはまだ決定しておりませんので、今言われる若年層につきましては4月以降というふうに考えておりますので、そのワクチンの配分が決定してから検討を行っていきたいというふうに考えております。

そして、3回目の接種率の想定ですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、2回までの接種が完了される方、全ての方が接種できるよう準備は行っていききたいと思います。目標というのは立てていない状況ですが、体制は取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

これから半年以上かけて、大変な作業になると思いますけれども、ぜひこの接種に向けて取り組んでいただければと思います。

次の点で、2点目、令和4年度の当初予算編成について伺いたいと思います。

白石町の財政の状況について伺います。

○坂本博樹企画財政課長

町の財政状況についての御質問でございます。

まず、本町の財源の柱であります普通交付税の状況でございます。市町村合併団体への優遇措置は、5年間の低減期間を経まして、令和2年度より一本算定へと移行をいたしております。このことによりまして、低減前の平成26年度と本年度、令和3年度の交付額を比較いたしますと約4億1,000万円の減少となっております。交付税の算定基礎であります人口は減少し続けておりますので、今後も交付額が減少していくものということで予想されます。また、社会保障経費等の扶助費の増大、近年の大型事業への需要等により、明らかに一般財源が不足をいたしております。地方債や基金の取崩しへの依存度もますます高くなってきております。また、毎年度の地方債償還額も増加をいたしております。財政硬直化の原因ともなっております。

今後の見通しでございますけれども、学校再編、新給食センターの建設、漁港整備事業、施設の老朽化対策など、まだまだしばらく大きな財政需要が続く見込みでございます。限りある一般財源や基金をいかに有効に配分していくかが財政運営の課題であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

平成26年から今日まで約4億1,000万円減をしていると、そういう中で基金を取り崩して、また償還を増やしていくということで、何とか今この町の財政が保たれているというか、大変な中で運営をされていると。そういう中で、一般会計における令和2年度の決算の状況を表したこの課題、状況と現れた課題は何なのか。特に、この令和2年度は大きな災害もございました。そしてまた、コロナ禍といういまだかつてない状況の中での町の運営だったと思います。そういう中でこの財政の状況がどうだったのか、決算の状況です。そしてまた、令和3年度、今上半期の予算執行をされておりますけれども、この予算の執行の状況はどうかと。

私がこれで言いたいのは、年間の行政の取り組みというのは3月の当初予算が決まってその予算を1年間試行する、それだけではありません。これが1つであって、もう一つは前年度の決算がどうであったのか、前年度の1年間の我が町のこの収支決算はどうだったのかということで決算を前年度分します。これが1つ。これが9月に議会のほうに出されて決算審査をさせていただきます。前年度はどうだったのかと、本当にこれでよかったのかと。

そしてもう一点目は、この明年度の予算をどうしていくのかと。いよいよ今からこの予算編成をされていくと。この1年間の中に、ただ予算の執行だけじゃなくて、前年度の決算がどうだったのかが1つ、そして今の本年度の予算の執行がどうか、そして来年度の決算、予算をどうするのかと、この3つをこの1年間に同時並行していかなければいけません。1つだけやればいいのかというもんじゃない、3つを同時にやる。なぜこの3つをやるかと言えば、先ほど言いましたきちっと財政の健全化をしていくために前年度はこれでよかったのかときちっと反省をして、いやここはちょっと変えなければいけないということで来年度にそれを生かしていくという、連動していないと、単年度だけで何とかその場を過ごしていけばいいというもんじゃありません。連動して、過去の分と現在の執行の分と、そして来年度は未来の分を本当にこの1年間の中で吟味しながら運用していくのが町の財政の健全化に向けてのあれだと思います。そういう意味で、先ほど言いましたこの2年度の決算の状況、それから3年度上半期の執行予算の状況について伺います。

○坂本博樹企画財政課長

一般会計における令和2年度の決算の状況についてでございますけれども、歳出額につきましては約173億7,000万円ということで、前年度、令和元年度と比較して申し上げますと、コロナ禍における特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などによりまして約22億9,000万円が増加をいたしております。過去最大の歳出額となっております。

経常収支比率につきましては92.6%となり、前年度と比較しますと4ポイント下降はしておりますけれども、依然として高い数値となっております。このことは、財政の硬直化が進んでいることを意味しております。新たな行政需要への対応力が極めて弱くなっていることも意味します。

また、実質公債費比率につきましては10%となり、前年度より0.8ポイント増加を

いたしております。前年度より公債費が増加をいたしまして、それに充てるべき一般財源額が減少をしたためでございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町独自の経済対策や感染予防対策など、様々な面におきましてこれまでにない緊急な財政需要が生じまして、基金の取り崩しを行い、早急な対応を行ったところでございます。国の経済対策であります地方創生臨時交付金の対象となるものにつきましては、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を行っておりまして、結果的には基金の繰戻しをいたしております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして各種事業の中止あるいは縮小等によりまして不用となった予算もございまして、結果的に少なからずとも経費の削減につながった部分もでございます。

このように、国、県の補助金、補助等があるものはできる限り活用していく方針でございますけれども、このような突発的、長期にわたる災害等に備え、今後の財源確保としては基金の減少を可能な限り最小限にとどめないと、近い将来の財政運営が大変危惧をされるところでございます。また、地方債は事業を取り組む際の不可欠な財源の一つとして活用を行っておりますけれども、厳しい財政状況の中にあっても可能な限り地方債の借入れを少なくし、既存事業の見直しなどこれまで以上に歳出削減に取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。

次に、令和3年度上半期の執行状況についてでございますけれども、8月豪雨に係る対応としての災害見舞金、災害廃棄物収集業務、し尿処理補助、災害復旧工事など、早急に補正等を行って対応をしたところでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業についても、先ほど保健福祉課長も申しましたけれども、主には計画どおりに執行ができていますものというふうに思っております。コロナ禍の中で、今年度も事業の中止等を行ったものもありますけれども、おおむね順調に執行ができていますものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

基金の取り崩し、これ以上基金を取り崩していくと何かあったときに非常に困る状況になってまいります。また、地方債の借入れも少なくしていかなければいけないということで、特に今年度は国からの臨時交付金があったので何とかしのぎてきましたけれども、令和4年度の予算編成に当たり、この編成方針と財政健全化のための方向性について伺いたいと思います。

また、新年度に予定している重点施策と取り組みについて伺いたいと思います。町長、よろしくお願いします。

○坂本博樹企画財政課長

私のほうから若干予算編成について御説明をさせていただきます。

この令和4年度の予算編成方針につきましては、10月末に各課係長以上を対象とした編成方針説明会を開催し、その中で本町の財政状況、編成方針というのをお伝えをいたしております。本町の現状といたしましては、人口減少などに伴う普通交付税の

減少、社会保障費関係の増大、また近年の大型事業による予算規模の増加、財源不足による対応としての多額の地方債の発行や基金の取崩しで帳尻を合わせているという財政運営の状況、こういった状況を踏まえて、予算編成においてはより一層の収支改善対策にしっかりと取り組む必要があるということで説明をいたしております。既存概念にとらわれず、思い切った合理化、効率化を行うなど、徹底したコスト意識の下にめり張りのある予算編成が必要であり、職員一人一人が本町の置かれた状況を十分に理解し、限られた財源の重点的、効率的配分を行うことで持続可能な予算編成をするものということで説明を行っているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

明年の3月に当初予算が議会で審議をされます。そのときは、大体この骨子がもう決まって、金額も決まって、各部署の使い道も、支出、収入の分も大体決まって出てくるわけです、議会で。そのとき、各個々においては議員が議会で審議をして、これは少し修正したがええんじゃないかとかをするけども、全体的にこの仕組みをその3月議会でどうこうするということができないと思います。ここの12月から3月までの当初予算が出るまでの間にきちっと決められるべき。その間の大まか、細かい部署は省きまして、全体的にどういうこの予算運用をしていくのか、ここを明確にさせていただいた上で3月の当初予算に出していただきたい。そういうことで、私は町長に大まかな枠組みをここで言っていたいただきたいと思います。

○田島健一町長

予算編成に当たっての大きな枠組みということでございました。

先ほども課長が通り一遍といいますか、通常の来年度予算編成に当たっての町の考え方ということで申し上げたところでございます。来年といいますか、もう最近このように財政状況が厳しい中であっても、今後も各種事業の負担金や大型事業、また老朽化施設等の大規模な改修費などの支出のほうは避けられないもんだというふうに思っております。特に、本町の教育環境充実のために必要不可欠な学校再編事業、また激甚化、頻発化する豪雨を踏まえた水害に有効な、これまでも話が出ておりますけども、流域治水対策事業、これには財源配分を重点的に行っていく必要があるかというふうに思っております。また、そのほかの事業に使える財源は極めて制約をしていかなければなりませんけれども、限られた財源を有効に生かすためには必要な事業の優先度を見極めること、また既存事業の見直しや事業のスクラップ・アンド・ビルドによる施策の有効化なども図っていく必要があるかというふうに思います。

先ほど課長も申し上げましたけども、交付税についても今後減少していくことは避けられません。今後は、限られた財源の中で、国、県の補助金、基金、また地方交付税措置のある地方債を有効に活用し、本町発展のために必要な事業への積極的な推進を図る一方で、事務事業の見直しや事業間の優先順位の選択を行うなど、今後も引き続き中・長期的な展望を持った財政運営に取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

先ほども言いましたが、大きく世の中が変わってきております。制度も変わったし、生活の習慣も変わって、そういう意味では非常に変化のときであると、この町の財政においても大きな変革期であると思います。この変革期を逃すと、なかなか旧態依然のやり方でいくという。このときがありますので、今一番そういうときが来ているのではないかなと思います。先ほど町長から答弁がありましたように、しっかりそこらへんを御検討の上、町の財政が健全化していくようにまたよろしく願いをし、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時04分 休憩

14時20分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

令和3年12月議会、議員番号7番、前田弘次郎。昨日は8時に床につき、今朝3時に起床し、4時半に朝食を食べ、5時から1時間ウォーキングをして体調万全の態勢で一般質問に、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

今回は3項目について質問をします。

1項目、豪雨災害対策について。

小項目1、本年8月の豪雨により、塩田川流域の深浦地区の大谷地区、牛間田地区、竜王地区においても内水氾濫が発生し、多く家屋や農業に被害が発生している。

当該地区の被害状況についてです。8月災害からは約4箇月は過ぎましたので、被害状況については詳しく把握できたと考えますのでお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

本年8月の豪雨における家屋や農作物の被害状況についての御質問でございますが、総務課からは家屋の浸水被害について御説明させていただきます。

町内全域で申しますと、住家の床上浸水につきましては55件、住家の床下浸水が470件となっております。また、小屋や店舗などの非住家につきましては床上浸水が77件、床下浸水が534件となっております。

そのうち、御質問の大谷地区、牛間田地区の被害でございますが、住家の床上浸水が3件、床下浸水については4件、また非住家の床上浸水が6件、床下浸水で11件の浸水被害が発生しております。

以上です。

○木須英喜農業振興課長

私のほうからは、農業関係の被害について答弁をさせていただきます。

御質問のありました牛間田、大谷地区及び竜王地区の被害状況についてですが、まず牛間田、大谷地区を申し上げますと、大豆の作付が約4.5ヘクタールありまして、そのうち約89%において冠水被害によって収穫が見込めずに打ち込まれた状態であるようでございます。また、竜王地区では大豆の作付が約25.7ヘクタールございまして、そのうち約96%において打ち込みがなされている状況でございます。

なお、水稻つきましては農家から共済組合へ被害申出もあっているようですが、9月以降、晴天の日が多く、日照時間が確保された等によりまして順調に生育したため、冠水による大幅な減収はないものと見込んでおります。

以上です。

○前田弘次郎議員

総務課長からの答弁の中で竜王、室島地区のほうが入ってなかったと思いますが、たしかそこでは床下浸水は家屋が1件、小屋が1件というのが、私が口述書を最初に出すときにこの竜王地区を入れていませんでしたので多分答弁が漏れていたと思いますが、先ほどの吉岡議員のときの資料の中に1件、1件入っていたと思いますので、ということで大丈夫ですかね。はい、分かりました。

次に、この被害状況はどのようにして把握したのかお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

被害状況の把握方法でございますが、災害発生時に駐在員さんへ浸水被害などの被害状況の調査依頼を行いまして、住家、それと非住家の浸水戸数を駐在員区ごとに御報告をいただいております。

以上です。

○木須英喜農業振興課長

被害状況をどのようにして把握したのかという御質問でございます。

被害状況につきましては、農作物においてはJAからの報告を基に算出をいたしております。ほかに農業共済組合、あと普及センター等の意見、情報等を加味いたしまして、被害面積に被害状況を乗じて積算をするような形になっております。

県内の米の作況指数が10月25日現在の農林水産省の発表で100%であったこと、あと農業共済組合は現在大豆の全量すき込みのみを把握しているということ、大豆の収量においては共乾の搬入量により確定することとなっていることから、最終の被害状況につきましては実績により年明けになるかと思っております。今後、査定をされていくものというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

次に、職員が現地に出向いて被害状況の聞き取りをした状況があったのかお尋ねをいたします。

○久原浩文税務課長

お答えをいたします。

役場各課とも管轄する現場にそれぞれ職員が出向いて被害状況の把握、確認等を行っておりますが、税務課では今回の豪雨による固定資産に係る家屋の被害状況について、罹災証明書交付に伴う家屋等の罹災認定調査及び固定資産税減免調査で現地に出向き、被災された町民に直接お会いして被害状況等を確認しております。税務課での調査件数につきましては101件となっております。

罹災認定調査及び固定資産税減免調査は、駐在員による被害状況報告と総務課受付の罹災証明書交付希望者を基本ベースに調査を行い、固定資産税減免のお知らせは9月3日に全戸回覧と町ホームページに掲載するなど周知をしております。さらに、実際現地調査を行った際は被災された町民と言葉を交わし、被災者としての意見、要望や近隣世帯の被害状況を積極的に収集してきており、先ほど述べた基本ベースにない被災世帯への訪問やほかの課の所管の業務、特にくみ取りとか災害ごみ等の生活支援に関するものの案内や現地での被災者の問い合わせ等についても関係課に内容を伝え、連携して連絡等を行ってきております。被災された町民にどれくらい寄り添えたかは分かりませんが、今後も災害発生時は役場全職員で町民に寄り添い、迅速に対応していきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

税務課長の答弁はもうすばらしいですね。なんか町長さんが答えているのかというぐらいの、各課の職員にも言われているような形で、今私は、あれ、町長が答えているのかと思うぐらいの本当にすばらしい答弁でした。ありがとうございます。

次に、豪雨災害において道路の通行止めや避難行動要支援者の安否確認など、どのように対処しているのかお伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

私のほうからは、道路の通行止めの状況について答弁させていただきます。

道路の通行止めにつきましては、職員で巡回を行い、浸水箇所を確認いたしまして、町内の建設業組合へ看板の設置を依頼するとともに、町職員でも冠水した道路に看板や三角コーンを設置いたしました。しかしながら、保管する看板等の枚数には限りがございますので、広い範囲で浸水が発生いたしました今回の豪雨においては対応し切れなかった道路もありました。

以上でございます。

○武富 健長寿社会課長

私のほうからは、災害時の避難行動要支援者の安否確認についてお答えいたします。避難行動要支援者の安否確認につきましては、一人暮らしの高齢者等につきましては避難行動要支援者名簿を活用いたしまして、避難情報の伝達や避難誘導を行う際に民生委員の皆様へ声かけ等を行っていただいております。また、介護サービスの利用者につきましては担当ケアマネジャーが中心となりまして利用者の安否確認を行っているという状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

次に、町の総合計画審議会の中で、公募で参加された方からも道路の通行止めの情報がない、看板はいつまでも設置されているなどの意見がありました。その中で、武雄市ではグーグルマップによる通行止め情報を発信されているとのことでした。この件についてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

災害時における気象情報や道路情報、それから防災情報の発信につきましては、本町においても防災対策における非常に重要な事項であると認識しております。現在、情報発信の多重化を進めておりまして、防災行政無線をはじめメール配信、ホームページやSNS等での情報発信を行っているところでございます。

議員が御質問の通行止めの情報でございますが、今回の大雨災害時の通行止めの情報については主要町道、それから国道、県道等についてはほぼ把握をできていたものの、幹線以外の農道等についての情報までは把握できていない状況でございました。今回の災害時には、その情報を基に町民からの問合せの電話対応に終始したところでございます。今回、防災情報の発信についても多くの問い合わせ、それから御意見をいただいたところでございます。今後は、災害時の通行止めの情報についても、消防団など関係機関との情報連携をより強化して、迅速な情報収集のための体制を構築していくとともに、防災情報の発信についてもより町民に寄り添った情報を提供できるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほどのグーグルマップというのは、随時たぶん通行止めの場所が掲載されているのか、というのも実は私がこのグーグルマップを見たわけではないので、今度総務課長さん一緒に武雄のほうに勉強しに行きましょう。そして、どういうふうな形をされてどれぐらいの費用がかかっているのかというのも、実際武雄のほうに行って聞いてみないと分からないと思いますので、よろしければ、時間をいただければ一緒に行きたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

10月には大谷地区と牛間田地区から要望書が提出され、今月には竜王、室島地区からも要望書が提出されました。塩田川へ直接強制排水できるような排水機などの整備

の推進を切望されている。この地区での排水対策についてお伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

要望書の提出がありました大谷、牛間田、竜王、室島の地区は、二級河川である塩田川沿川となります。元年8月豪雨、それから今年の8月の大雨では、六角川沿川と同様に大きな浸水被害があったと認識いたしておりまして、この地域も内水対策が喫緊の課題というふうに考えているところでございます。

要望提出が早かった大谷、牛間田地区につきましては、地元の県議、町議とともに、今年の10月12日には県のほうに要望と一緒にいったところでございます。今のところ、県のほうからは具体的な回答は受けておりませんが、県では副知事をトップとした内水対策プロジェクトチームが立ち上げられ、県内市町との議論が開始されております。今後、当該地区における浸水状況を踏まえながら、町としても県と連携し、町でできること、県でできることなどを見極めながら当該地区の内水対策について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

次に、商工観光課長にお聞きします。

白石商店街における豪雨災害状況についてお伺いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

令和3年8月豪雨による被害状況についての御質問でございますが、白石町商工会及び武雄河川事務所の調査結果から集計しますと、本町全体で85事業所の被災が報告をされております。しかしながら、商工会非会員の事業者につきましては実態の把握が難しく、実際はそれ以上の被災件数があると想定されます。

御質問の白石商店街の被害状況ですが、同じく白石町商工会等の調査結果から推計しますと、少なくとも27件の浸水被害が発生しているものと思われま

以上です。

○前田弘次郎議員

この商店街では、冠水した道路を車が通行することにより、波が押し寄せた被害も発生しています。このような被害状況の把握と商店街への道路の通行止めについてお伺いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

議員が御質問のとおり、道路冠水時に車が通行すれば当然波が発生し、店舗や事業所内に水が入り込む等の被害が発生するものと思われま

以上です。

○笠原政浩建設課長

商店街への道路の通行止めでございますが、連絡があり、現地へ通行止めの看板や三角コーンでのバリケードの設置を行いにりましたが、既に通行止めの看板を商店街の方で設置してありました。今後も職員での設置対応が間に合わないことがあると思われまますので、看板設置に御協力いただけるのであれば商店街にお願いをしたいというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

商工会のほうで把握ができてないという状況で、理事会のほうでももう少し状況をちゃんと把握してくれと職員さんにもお願いしている。この辺は、町も商工会と連携して状況の把握を今後お願いしたいと思ひます。

では次に、来年も同様の被害を発生させないため、商店街にどのような対策を講じていくように検討しているのかお伺ひいたします。

○千布一夫総務課長

今回の災害によりまして、白石商店街においても住家、店舗を合わせて多くの浸水被害が発生いたしてあります。災害時には、店舗を経営されている方々から土のうを町から提供できないかとの問い合わせが多くありました。町でも、道路や水路、それから山間部などの公共施設のための土のう整備については出水期前に必要数の準備はしてありますが、町内の各個人や希望される地域へ必要な数量を提供することは非常に難しい面もござひます。

今回の災害を受けまして、町内の自主防災組織を対象としまして防災資機材の購入に対する補助について現在検討をしているところでござひます。地域への資機材購入の補助によりまして、土のうやスコップ、そのほか防災資機材の事前の準備を進めていただければと考えております。白石地域の商店街である秀津区、それから栄町区におきましても自主防災組織として活動をしておられます。現在、町内で計25組織が対象となりますので、このような方法での支援ができればと考えております。今後も、自主防災組織の結成促進を進めて、事業にも積極的に取り組んでいただくことで地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○笠原政浩建設課長

今回のように広い範囲で浸水というようなこととなりますと、商店街に限らず、町職員や町内の建設業組合だけで対応し切れないことも想定できます。したがひまして、職員や建設業組合でも対応し切れない箇所につきまひては、自主防災組織等に看板の設置、保管の御協力をいただくよう検討していきたいというふうにも考えているところでござひます。

以上です。

○吉村大樹商工観光課長

現在、佐賀県では令和3年8月豪雨により被災した県内の中小、小規模事業者への支援策として佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業の申請受付が開始されております。補助事業の対象としましては、水害に対する防災・減災を図るための設備投資に係る事業で、例えば設備のかさ上げ、止水板の設置、排水ポンプ等の導入に要する経費が対象となります。補助率は、導入経費の3分の2以内で、上限額は200万円以内となっております。受付期間が11月18日から12月28日となっておりますので、希望される中小、小規模事業者の皆様は申請窓口が白石町商工会というふうになっておりますので、商工会に御相談いただきまして、積極的な活用をお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほど総務課長さんから答弁がありました土のうの件ですが、土のうを作ったのを置いとくのではなく、例えば砂を置いて、土のう袋を置いて、商店街の方たちが必要な方は自分たちで入れて持っていくような形を執ってくださいとか、土のうを入れる場合には、今ユーチューブでよく出ていますが、20リッターの丸のオイル缶、あれの上も下も剥がして、土のう袋をあの缶々に、こう外側を丸めて、それで砂を入れて缶を抜くと簡単に砂を入れられるんですよ。握っとく必要がないんです。これはユーチューブで出ています。こういうふうに、簡単な形で土のうができますので、あそこに砂を置かれて、必要な商店街の方は自分たちで取って持って行ってくださいというような形でもいいかなと、これはお願いですので、よろしく願いしときます。

今年の豪雨では、長期間にわたり避難所が設置された。避難所の食事や入浴、健康状態の確認などを含め、その対応、検証についてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

本年8月の災害につきましては、六角川流域、塩田川流域を中心に大規模な冠水被害が発生し、延べ9日間に及ぶ避難所開設、災害対応となったところでございます。

避難所においては、町内5箇所の指定避難所を9日間開設しまして、14日の21時時点で最大84世帯164名の方が避難をされております。今回、避難が長期間に及んだため、2日目からはアルファ米などの備蓄食料や水の配付を行うなどの対応を行ったところでございます。避難から4日目となる15日から19日までの5日間は、町内の飲食店の御厚意により、避難者全員に出来たての弁当を無償提供していただくなど、温かい御協力もいただいております。また、入浴に関しましては、いずれの避難所にも入浴設備がなかったため、入浴のため定期的に一時帰宅されていた方もおられたようでございます。

今回、感染症対策を含めて、避難者の健康観察のため、ピーク時には保健師が24時間体制で庁舎に駐在し、定期的に避難所巡回の上、問診を行うなどの対応を行っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、ここの最後の項目で、町長にお伺いします。

先ほど吉岡議員のときも災害について答弁をされました。そして、いろんなところへ町長も災害についての報告、対応を言われておりますが、改めて町長の考えなどを述べていただけたら私が議会だよりに載せることができますので、よろしく願いします。

○田島健一町長

前田議員の質問にお答えしたいと思いますけども、まずもって災害、令和3年の8月災害のみならず、令和元年の8月災害でもそうございましたけれども、私白石町を見ておりますと、大きな面積の中で低平地であるということから、これまでの豪雨でも浸水被害がしょっちゅうあっておりました。そういうことで、さきの答弁でも、25年に嘉瀬川ダムからの水が来るようになりましたけれども、26年からクリークを使った事前排水というのもやってきました。そして、平成29年には佐賀県内の水理学の先生たち、荒牧先生とか、前の副知事であった川上さんとか、白石町出身の大串先生とか、いろんな方々に本町に来ていただいて、現地を見ていただいて、内水対策のことについていろいろと議論をさせていただきました。その中で、白石町はこれだけのクリークがあるので、これをもっとうまく利用せんといかんよねというのが結論でございました。

そういった中で、令和元年、令和3年の災害が発生したわけでございますけれども、六角川沿川の地域が主でございましたけれども、浸水、冠水被害が大きかったわけでございますので、これを何とか消去するというか、改善させるためには、先ほど言いましたような先生たちの意見を尊重していかなければならないという思いで、今回もいろんな会議の場で発言をさせていただき、また10月、11月と国のほうへの要請活動や九州農政局への要請等々でも発言をさせていただいております。それは、白石町にある既存の施設であるクリーク、河川等を利用して、水位が上がってしまっている六角川には排水できませんので、有明海のほうへ導水して持っていく。これは、先ほども話がありましたけども、白石地区、有明地区は浸水、冠水が少なかったという話がございますけれども、それは上流からクリークを伝わって有明水路に一旦入れる、それからまた有明海なり有明水路を使って六角川や廻里江川に排水しているわけでございますけども、これは6時間後には水位が下がるわけでございますので、自然排水も利く。話によりますと、私は確認しておりませんが、六角川水位が高いというのは武雄から大町、うちの六角辺りもそうでございますでしょうけれども、河口部にいきますと相当川幅が広うございますので、潮が引くと六角川の水位が下がってくる。そういうことで、有明水路の末端である直江川、ここでは自然排水が利いたということです。そういうことで、先ほど吉岡議員からの質問でもありましたように、河口堰の南のほうは浸水がなかったじゃないかというようなことでございますけども、それは有明水路に入って、それから有明水路から六角川に自然排水ができたからだというふうに思います。そういうことからすれば、六角川の本川でもそういうことができますけれども、有明海へ真っすぐにもっともっと出していけば、白石の中央部であると

か、六角川の上流部の須古地区辺りも流せるかなというふうに思いますので、有明海に排水していくということを今やっている流域治水調査の中でいろいろと検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと長くなりましたけども、そういう考えでございます。

○前田弘次郎議員

町長、大変長く答弁いただきまして、後のことを考えると頭がいっぱいです。ただ、町長は11月4日にも武雄の法人会の白石地域のときもこの災害のことについて熱く語られておられます。そのときも私は十分聞いていましたので、今回もまた十分聞くことができました。ありがとうございます。

では、2項目の人口減少についてお伺いします。

本町の人口減少の傾向はこれからも続いていくと考えられる。この20年程度の人口減少の特徴と要因はどのように分析しているのかお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

先月、11月30日に国勢調査の確定値が公表されまして、2020年の本町の国勢調査人口は2万2,051人となりました。20年前の2000年の国勢調査人口2万8,397人と比較いたしますと6,346人、22.3%の減少となっております。要因といたしましては、死亡者数は近年増減を繰り返しながら毎年300人から400人程度で推移し、大きく変化しておりませんが、出生数は年々減少傾向となっておりまして、死亡者数が出生数を上回る自然減が続いているところでございます。また、少子化が進行いたしまして、合計特殊出生率も減少しております。要因といたしましては、子どもを産み育てる年齢層そのものが少子化の影響を受けて減少していることと、若者世代の町外転出が背景にあるものと思われま。

社会減につきましては、この20年間、常に転出者数が転入者数を上回っておりまして、自然減と共に人口減少を加速させている状況となっております。また、人口移動を年齢階層別に見ますと、高校卒業後の進学等に伴いまして、10代後半から20代前半にかけての転出者数が多く、進学や就業環境の影響が反映されております。将来子どもを産み育てる若年層が流出するということは、ただ単純に人口が減少するだけでなく、将来的な人口を維持する力、これを失うことを意味します。今後、若年層や子育て世代の移住・定住を促進いたしまして流出を防ぐということが本町の重要な課題になってくると思われま。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

次に、人口減少の対策として各種施策に取り組まれているが、その成果は表れていない。どのような政策が有効であると認識しているのかお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

本町では、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を白石町総合計画の人口問題に関する個別計画と位置づけまして、人口減少を加速させる悪循環の克服と地方創生に取り組んでおります。第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年度から令和2年度までの6年間を対象とした効果検証を行っておりますが、KPI、重要業績評価指標の達成状況で申しますと、23指標のうち6次産品開発件数、空き家バンク登録件数、観光入り込み客数などの6つの指標は目標を達成いたしましたけれども、直接的に人口増加につながるような公共的機関や企業の誘致、起業・創業者数あるいはUターン者数、移住者数などといった17の指標につきましては未達成となっております。

どのような施策が有効であるかという御質問でございますけれども、効果検証からは観光事業、6次産品開発等の交流人口の創出や間接的に人口増加の要因となり得るような施策では、これは一定の効果が見られますことから、これらの施策を継続しながら、一方で直接的に人口増につながるような子育て支援や住宅取得支援等による移住・定住支援策を講じることが有効であると思われまます。今後は、特に若いライフステージの変化に伴い転出するという本町の特色がございますので、そういったことですとか、感染症の拡大による意識や社会変化も、これも踏まえながら、就業対策等の取り組みも効果的に進めていくことが求められると思われまます。今後、第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略での新たなビジョンの目指す姿の実現に向けまして人口減少対策を図るとともに、これからは住民ニーズや社会情勢の変化に即応できる施策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

次に、今回の豪雨災害で白石町を離れることを考えた町民がおられます。また、土砂災害防止法により土砂災害警戒区域に指定された地区で、現在お住まいの地区の親御さんに子どもさんが家を建てると話をしたところ、ここは土砂災害警戒区域だから危ない、ほかのところに建てた方がいいと言われて鹿島に家を建てられました。この話を聞いて、副町長、どう感じられるのか伺いたします。

○百武和義副町長

先ほどは、前田議員のほうから土砂災害警戒区域から転出をされ、町外に新居を建てられたというお話がございました。このことについては、本当に大変残念な思いでございます。

先ほども総合戦略課長のほうからお話ございましたように、本町では白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても安全・安心で快適な住みよいまちづくりに向けた施策を進めておりますが、将来的にますます激甚化することが懸念をされます災害、特に土砂災害や大規模水害に対応した災害に強いまちづくりを進めていくことは非常に重要なことだと思っております。少子・高齢化が進む中、若い世代が災害リスクを懸念され町外に転出されることは本町にとって大きな損失でございますの

で、今後も防災体制、治水対策等の強化を図りながら、人口流出を招くことがないよう努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この中で、豪雨災害で白石町を離れることを考えた町民の方は、もう家の解体を業者にお願いされて見積りまで取られております。そして、県営住宅にも契約をされておりますが、今回私のほうに話が来て、いやちょっと待ってくださいということで今回町内にとどまっておられます。これは町長にもお話をしておりますが、何とか守ることができたと。しかし、この鹿島のほうに家を建てられたことはあとから私も知りましたので、引き止めることができなかつたかなと思つてちょっと残念に思つております。副町長と一緒に残念だと思つております。

そして、10年後、20年後の将来を見据えた対応策についてお伺いいたします。

○田島健一町長

人口減少につきまして、10年後、20年後の将来を見据えた対応策ということでございます。本町では、現在人口問題に関する個別計画として、先ほど課長答弁もありましたけども、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略によりまして定住促進や移住支援に取り組んでいるところでございますが、人口減少と高齢化が本格化する中で、町内経済の縮小や後継者問題、空き家問題、町財政への影響など、既に様々な課題に直面をいたしております。

議員のほうからは、10年後、20年後の将来を見据えての対応ということでございますけれども、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの集中、集積を求める意識が大きく変革しております。若い世代を中心に、時間や場所にとらわれない自由度と満足度の高い暮らし方と働き方が求められており、地方移住への関心が高まっています。このようなことから、感染症の拡大に伴う住民の意識、行動の変化を的確に捉え、本町への移住の動きを後押しすることが必要となつてまいります。

また、町内の出生者数が増えても、定住が進まず移住も少なければ将来的な人口減少の抑制にはつながりません。若い世代が自らの希望に添って白石町で生活し、結婚、出産、子育てができる環境を整える必要がございます。本町においては、著しく若い女性が少ないといった特徴がございますが、これを解消すべく、子育て世代や若い女性から居住地として選んでもらえるような町を目指し、子育て、出産支援を充実させ、子育て環境もこれまで以上に整備をする必要があるというふうに考えます。白石町に住みたい、住み続けたいと思つていただくためには、関係人口の創出、拡大も重要となります。今後、取り組んでおります町内の県立高校との連携事業や、各種観光事業や特産物のPRの事業を継続しながら、社会的変化にも対応した施策も見据え、将来的な人口対策を行っていく所存でございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。

今回、この人口減少のところで婚活サポートのことが一つも答弁で出ませんでした。私、婚活サポーターとして一言よろしいでしょうか、私のほうから。実は、私が婚活サポーターになって顔合わせを3回行っております。先日12日日曜日にも顔合わせをしております。結果的には、双方とも気に入られて、今後もお付き合いをしていただくということで、これははっきり言って住民が1人増えます。女性の方は町外の方です。そして、子どもが増えたらまた人口が増えます。これは、婚活サポートの事業というのが一つ一つ前に進んでいく事業かなど、本当は総合戦略課長に言ってほしかったんですけど、私が代わりに言いました。

本当は、ここで一般財源のことを聞いて、一般財源の使い方、来年度の予算ということで聞こうと思いましたが、溝口議員が先ほど詳しく聞かれていましたので、ここは大きく飛ばします。

次に、3項目の投票所の在り方についてお伺いします。

第49回衆議院議員総選挙の各投票所の投票率についてお伺いします。

また、直近の選挙での投票率の比較についてもお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

今回の第49回衆議院議員総選挙における各投票所の投票率につきまして、提出しております資料により御説明いたします。

資料につきましては、1枚目が今回の衆議院総選挙の投票状況の一覧表となっております。それぞれ町内13箇所の投票所における投票状況を期日前、当日、全体に分けて作成をしております。なお、一番右側の青枠については平成29年に執行された前回の衆議院総選挙の投票率となっております。全体投票率を見ますと、今回66.67%、前回は67.72%となっております、比較しますと今回1.05ポイントの減となっております。

資料の2枚目が直近の選挙との投票率の比較となっております。平成30年執行の佐賀県知事選挙から今回の選挙までの各投票所における期日前投票、それと全体投票の投票率を一覧表に、また合計の投票率をグラフにした資料となります。今回の衆議院総選挙の投票率については66.67%であり、県全体の投票率58.49%と比較しますと8ポイント高くなっております。直近では、白石町議会議員選挙と比較した場合5ポイントの減となっておりますが、平成30年執行の佐賀県知事選挙、それと令和元年執行の参議院議員通常選挙のときの投票率を比較した場合13ポイントから16ポイント近く高くなっております。

この比較による傾向としまして、期日前投票の割合が毎回高まってきております。今回の期日前投票率につきましては29.25%で、佐賀県知事選挙時の期日前投票率と比較した場合10ポイント高くなっております。これは、期日前投票が浸透してきたことや新型コロナウイルス対策として密を避けるために期日前投票を利用されたためではないかと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今回、長浜地区と牛間田地区で期日前投票が設置されたが、その結果と今後の考えについてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

長浜地区、それと牛間田地区は第12投票所となります。資料1の第12投票所の投票率は、全体で63.76%、うち期日前投票で30.61%となっております。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらは、期日前投票者を投票所区域ごとに振り分け、一覧表にした表となります。今回の選挙で、期日前投票所として古渡公民館、それと牛間田公民館に2日間、1日につき各公民館2時間設置をしております。

投票の結果でございますが、赤枠内を御覧ください。

第12投票所の期日前投票者数566名のうち、白石町役場会議室1で投票された方が474名、古渡公民館で投票された方が38名、牛間田公民館で投票された方が54名となっております。

また、古渡公民館と牛間田公民館で設置した2日間の期日前投票者数の内訳としまして、下のほうの緑枠内を御覧ください。

24日日曜日に古渡公民館で33名、牛間田公民館で45名、26日火曜日に古渡公民館で5名、牛間田公民館で9名の方が投票されております。2箇所の期日前投票所で92名の利用があったことや投票者から好評を得たこともありまして、今後の設置につきましても私どもとしましては前向きに捉えております。

今回の結果を踏まえますと、平日の投票者が伸びなかったことや投票管理者、それと立会人、事務従事者の負担等を考慮しますと、土曜日または日曜日、どちらかの1日間の設置が有効ではないかというふうに考えております。今後の運用につきましては、期日前投票期間は選挙ごとに異なるため、今後も調査検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今回は衆議院選挙で期日前投票の期間も長かったんですけど、私たち町議会、町長選挙になりますと、そのときはこの牛間田地区の投票所が、日曜日に投票所をつくるということではできないわけでしょう、要するに。期日前しかできないということで、その辺では不備があるのかなと思うんですよ。結局、日曜日にこれだけ期日前が多かったということは、日曜日は結構皆さんおられると。しかし、この町議会選挙、町長選挙のときはこれができないということであれば、何らかの方法を再度考えていただきたいと思います。答弁は結構ですので、今後それをしっかり考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、地域性や交通弱者などに配慮した投票所の在り方についてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

本町といたしましては、御質問の高齢者など移動が困難な方々への配慮が必須と認識しております。従来より投票所への移動が困難な方々への対応につきましては、いこカーや予約制いこカーを御利用していただくよう周知をしているところでございます。また、先ほど答弁いたしました、今回投票所から遠距離となった地区におきましては移動期日前投票所を試行的に設置し、身近なところで投票ができるよう配慮をしたところでございます。

今後も、投票機会の確保の面からも全国的な事例等を参考にしながら、本町に合ったよりよい方法を検討していく必要があると考えております。また、その過程においては地域の皆様の御理解と御協力を得て進めていきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

そしたら、投票所の位置には距離が決まっているのかお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

投票所の距離につきましては、昭和44年に旧自治省より通知が出されております。その内容でございますが、1点目として、投票所から選挙人の住所までの距離がおおむね3キロメートル以上ある遠距離地区を含む投票区にあつては、この遠距離地区の解消に努めること、2点目として、1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超える過大投票区にあつては、その投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ることといった内容の通知が出されているところでございます。平成17年の3町の合併後、24箇所あった投票所を現在の13箇所に再編した際には、この通知を参考の一つとしております。

ただ、昭和44年当時と現在では、有権者の投票行動や期日前投票の増加など、投票環境も随分変わってきております。今後、本町として投票所を設置する際には、投票所としての広さや段差への対応、それから駐車場の広さ、交通の利便性など、投票しやすい環境などを総合的に判断して、選挙管理委員会において決定していきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

投票所の段差は克服できると思うんです。段差があるから投票所にしないとかそういうことではなく、段差があつたら投票をしやすいように考え直していくのがいいんじゃないかと。今、答弁の中だと3キロを超えたところは遠距離ということでしたが、今回の牛間田地区辺りは3キロ以上あるわけでしょ。そういうところのために近くで投票所をつくろうというあれがなければ、確かに人口的には少ないかも分かりませんが、そういうところを、段差があるから投票所にできないではなく、段差があつたら段差をなくすようなことを考えて、今バリアフリーという形で、いろんな形で考えておられます。

今後、今度は教育長にも3月議会で学校のバリアフリー化ということで、令和7年度に国の指数が出てバリアフリーを考えていこうということでなっております。3月議会でそれを教育長に一般質問をしたいと思っておりますので、私が一応通告をして、これで私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで前田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時15分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月15日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 友 田 香将雄

署 名 議 員 重 富 邦 夫

事 務 局 長 久 原 雅 紀